

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

コンゴ民主共和国人権報告書 2016 年版

概要

コンゴ民主共和国（DRC）は、名目上は中央集権化された立憲共和国である。有権者は普通選挙で大統領及び下院（国民議会（National Assembly））議員を選出する。憲法の下、大統領は（2016 年）12 月 9 日に最後となる 2 期目の任期が満了となった。しかし、政府は憲法で定められた期限に従って（2016）年末までに選挙を開催することを怠った。（2016 年）12 月 31 日、政府と野党は権限を共有し、2017 年 12 月末までに選挙を実施する旨、合意した。DRC で大統領及び国民議会議員選挙が最後に行われたのは 2011 年のことで、国内外の観測筋から信用性を欠き、重大な瑕疵があると評された。

文民当局は常に治安部隊に対する統制を維持したわけではなかった。

東部での武力紛争により、既に不安定であった人権状況がさらに悪化した。

最も重大な人権問題の例として以下が挙げられた：法に基づかない殺害；拷問及び他の残虐、非人道及び品位を傷付ける取扱いや刑罰；並びに強姦及び拉致を含む性的暴行及び死別に基づく暴力（SGBV）。

他にも重大な人権問題として以下が挙げられた：失踪；刑務所及び拘留施設における生命を脅かす状況；恣意的逮捕及び長期間に及ぶ裁判前拘留；私生活、家庭生活及び家庭に対する恣意的干渉；国内避難民（IDP）に対する虐待；恣意的逮捕及び長期間に及ぶ拘留；市民団体及び反対派指導者に対する嫌がらせ及び国民が政権を選ぶ権利の阻害；政府のあらゆるレベルでの汚職；並びに言論及び報道の自由に対する制約。特に女性、児童、障害者、少数民族及び先住民族、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）コミュニティ及び白皮症患者に対する社会的差別及び虐待が問題であった。児童を含む人身売買及び強制労働が発生し、労働者の権利の侵害も発生していた。

わずかに改善は見られるものの、当局は治安部隊又は政府の別部門のいずれを問わず、違反を犯した当局者を捜査、訴追又は処罰する措置を何ら講じず、また人権侵害を働いた者の不処罰も問題であった。

反乱・民兵グループ（RMG）は、主に東部の他にカタンガ（Katanga）州や東部（Orientale）州でも依然、虐待を働いていた。こうした虐待行為には、法に基づかない殺害、失踪、拷

問、及び SGBV も含まれていた。また RMG は、児童兵士を徴用、誘拐し、陣営に閉じ込めて強制労働を課していた。政府は、一部の RMG に対しては軍事行動を行ったが、調査を行って RMG を告訴に持ち込む能力は限定的であった（1.g 項参照）。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

治安部隊は東部での RMG に対する作戦の過程で恣意的又は法に基づかない殺害を行った（1.g 項参照）。

政府又は政府職員が恣意的又は法に基づかない殺害を行ったという報告が多数あった。国連合同人権事務所（UNJHRO）によると、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）の下、治安部隊は（2016 年）11 月 30 日時点で少なくとも 298 件の超法規的殺害に関与していた。被害者には（2016 年）9 月にキンシャサ（Kinshasa）で行われた抗議活動の際に殺害されたデモ参加者 48 名や、東部での軍事作戦中に殺害された複数の民間人が含まれた。

（2016 年）7 月、キンシャサのンジリ（Ndjili）川で 6 体の遺体が見つかり、うち複数に拷問の痕跡が認められた。政府は UNJHRO による遺体の身元確認又は捜査実施を妨害し、また実行犯とされる人々に対する措置を（2016）年末まで全く講じていなかった。

UNJHRO によると、（2016 年）9 月 20 日に野党の民主社会進歩連合（Union for Democracy and Social Progress）のキンシャサ本部を治安部隊が攻撃し、焼いた際、民間人 7 名が死亡した（第 3 節参照）。

（2016 年）8 月、コンゴ民主共和国軍（FARDC : Armed Forces of the Democratic Republic of the Congo）の大尉 1 名と中尉 1 名が、イルム（Irumu）地区で犯した殺人により終身刑を言い渡された。

RMG は（2016）年中絶えず、恣意的殺害や法に基づかない殺害を働いた（1.g 項参照）。国連の推定によると、民主同盟軍（ADF : Allied Democratic Forces）という RMG が（2016 年）1 月から 11 月にかけて、ベニ（Beni）近郊で 206 名を殺害した（1.d 項参照）。

b 失踪

(2016) 年中、そして (2016 年) 9 月と 12 月にキンシャサで抗議活動が発生した後、国家治安部隊 (SSF : State Security Forces) の仕業と考えられる失踪の報告が複数あった。当局は多くの場合、容疑者を拘留していること認めようとせず、時には非公式の拘留施設に容疑者を拘留することもあった。SSF に逮捕された数名の市民社会活動家の消息が依然、長期間に渡り不明のままであった。例えば、市民社会活動家のジーン・マリー・カロンジ (Jean Marie Kalonji) は 2015 年 12 月に SSF に逮捕され、(2016 年) 4 月にある公営刑務所へ移送されるまで、消息不明であった。国家諜報局 (ANR : National Intelligence Agency) は別の市民社会活動家、ジーン・デ・デュー・キリマ (Jean de Dieu Kilima) を (2016 年) 7 月 8 日に逮捕した後、約 10 日間に渡りキサングニ (Kisangani) で隔離拘留した (1.d 項参照)。(2016 年) 12 月 13 日、SSF は市民社会活動家のカーボン・ベニ・ワ・ベヤ (Carbone Beni wa Beya)、クリス・シェマツィ (Chris Shematsi)、サミュエル・ボサッシル (Samuel Bosassile) 及びジョン・ンガンドウ (John Ngandu) を、キンシャサで行われた平和的抗議活動の際に逮捕し、彼らの消息は (2016 年) 12 月 27 日にある ANR 拘留施設で家族が所在を確認するまで不明であった。これらの活動家は (2016) 年末時点でまだ ANR に拘留されたまま、未起訴であった。

RMG と一部の FARDC の部隊が、強制労働、兵役又は性奴隷のために多数の人々を誘拐していた。これらの被害者の多くは失踪した (1.g 項参照)。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

法律では拷問を刑事罰の対象としているが、複数の人権団体及び活動家の報告によると、SSF は相変わらず、民間人、特に被拘留者及び囚人に拷問を加えていた。例えば、市民社会活動家のジーン・マリー・カロンジは報告によると 2015 年 12 月から (2016 年) 4 月に正規刑務所へ移送されるまで、地下の共和国防衛隊 (RG : Republican Guard) 監房に収容され、拷問を受けた。拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連特別報道官が (2016 年) 3 月に認めたところによると、政府は市民社会活動家のフレッド・バウマ (Fred Bauma) を 2015 年 3 月に恣意的に逮捕した後、拷問を加えた。政府はバウマを隔離拘留し、虐待を加え、そして不十分な食料、劣悪な衛生状態及び医療を受けることができない状態を含め、劣悪な拘留条件下に置いた。(2016 年) 5 月、高ウエレ (Haut-Uele) 州の軍駐屯地法廷は、ある FARDC 大尉について、拷問、恣意的逮捕、違法拘留及び命令違反の有罪判決を下した。彼は懲役 10 年を言い渡され、そして拷問被害者 4 名に対する損害賠償 1,760 万コンゴフラン (15,000 ドル) と、他の拷問被害者 3 名に対する損害賠償 2,350 万コンゴフラン (20,000 ドル) の支払を命じられた。

SSF は、残虐、非人道又は品位を傷つける刑罰を利用した。例えば、(2016 年) 10 月 24 日

にゴマ（Goma）で警察が既に逮捕していた市民社会活動家 6 名に鞭打ちを加え、各自の足にも 50 回ずつ鞭打ちを加えた。（2016）年末時点で、政府はこの殴打に関与した警察当局者に対して何ら懲罰措置を取っていなかった。

中央アフリカ共和国（CAR）で多国籍軍と共に活動していた DRC 軍部隊が 2014 年と 2015 年に現地住民に性的な搾取や虐待を行ったという報告が複数あった。（2016）年中、政府は強姦で告発された隊員 19 名に対する訴訟手続を開始したが、DRC と CAR による合同捜査の継続を考慮して訴訟手続は保留された。

刑務所及び収容施設の状況

国内にある大半の刑務所は、依然として過酷で生命を脅かす状況にあり、原因は食料不足、目に余る過密、そして不十分な衛生状態及び医療にあった。ANR、RG 及び他の治安部隊が運営する小規模拘留施設では、さらに過酷な状況が蔓延しており、これらの施設では囚人を長い裁判前期間に渡り拘留し、家族又は弁護士に面会させないことが多かった。報告によると、キンシャサで逮捕された数名の市民社会活動家は、RG がある軍キャンプで運営する地下監房に収容された。

物理的状況：生命と健康を脅かす深刻な脅威が広がっており、例として暴力（特に強姦）、食料不足、不十分な飲用水、衛生、換気、温度管理、照明及び医療が挙げられた。囚人は食料を十分に与えられず、水をわずかししか利用できなかったため、多くは専ら親戚、非政府機関（NGO）及び教会グループを頼りに生き延びていた。赤十字国際委員会（ICRC：International Committee of the Red Cross）は、深刻な栄養不良状態にあった 7,900 名余りの被拘留者を支援した。当局は概して男女を別々の区画に拘留していたが、少年を成人と一緒に拘留することが多かった。当局は裁判前被拘留者を既決囚と分けていた。中央の刑務所施設はひどい過密状態で、推定占有率は収容定員の 200 パーセントで、換気又は照明もわずかしがなく、被拘留者は酷暑に曝された。例えば、マカラ中央刑務所（Makala Central Prison）は 1958 年に建設され、収容定員 1,500 名であったが、（2016）年中、恒常的に 8,000 名もの囚人を収容していた。国連の報告によると、（2016 年）1 月から 6 月にかけて全国で 59 名が拘留中に飢餓又は病気により死亡した。

大半の刑務所では、職員や供給物資が不足しており、刑務所の管理も不十分なため、脱走が頻発していた。（2016 年）1 月から 6 月にかけて、国連は 519 件の脱獄を文書に記録した。

（2016 年）2 月だけで国連は 113 件の脱獄を文書に記録し、その大部分は南キヴ（South Kivu）州のフィジ（Fizi）刑務所（43 名）とウヴィラ（Uvira）刑務所（31 名）、2 箇所からの集団脱獄であった。

当局はたびたび被拘留者に対し、恣意的に殴打や拷問を加えていた。

RMG は多くの場合、身代金目的で民間人を拘留していたが、拘留状況に関する情報はほとんど入手できなかった（1.g 項参照）。

運営：被拘留者に関する記録は不十分で、不規則であった。刑務所所長の中には施設に収容されている被拘留者数を推定しかできない者も居た。申し立てに対応できるオンブズマンも居なかった。当局は一部の囚人について訪問者との面会を否認し、また大抵、囚人から司法当局への問い合わせや訴状提出も許可しなかった。所長や職員は概して利益目的で刑務所を運営しており、寝床を最も高い値を付けた囚人に販売し、刑務所を訪問する家族に代金を請求していた。

独立的監視：政府は通常、ICRC、MONUSCO 及び NGO が内務省（Ministry of Interior）管轄下の公営拘留施設に立ち入ることは許可したが、ANR と RG が運営する施設への立ち入りは一貫して拒否した。ICRC は（2016）年中、少なくとも 22,600 名の被拘留者を訪問し、10 箇所の刑務所で医療、水、衛生及び栄養の補助を提供した。

改善：当局は刑務所の状況改善と過密の軽減に向けて努力した。例えば、政府は女性、若者及び 30 歳未満の若年成人及び 65 歳以上の人々のうち暴力犯罪者を除く全員に適用されることになる、集団的大統領恩赦を発布した。（2016 年）9 月時点で、司法大臣の報告によると、1,800 名余りの人々がこれらの措置の下で既に釈放されていたが、複数の NGO 及び国際団体の観察によると、恩赦が行われるのは希で、不定期に適用されていた。ICRC は司法省と共同で、司法上の規則違反がひどかった 937 件の訴訟結果を是正した結果、443 名の囚人が釈放された。2015 年末、司法省と保健省（Ministry of Health）は、地方の保健管区が被拘留者の医療ニーズに責任を負うとする政令を発布し、両省はこの手続を標準化すべく尽力したが、（2016）年中、ごく限定的に実施が実現した程度であった。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕又は拘留を禁じているが、SSF と RMG は日常的に人々を恣意的に逮捕又は拘留していた（1.e 項参照）。

警察及び治安組織の役割

コンゴ国家警察（PNC : Congolese National Police）は内務省の管轄下に置かれ、法執行と治

安の維持が主な任務である。PNC には迅速介入部隊（Rapid Intervention Police）と統合警察部隊（Integrated Police Unit）がある。ANR は、大統領直属の国家安全保障顧問の監督の下、国内外の諜報を担当している。FARDC と軍諜報部隊は国防省（Ministry of Defense）の管轄下に置かれ、主に対外安全保障を担っているが、国内治安維持の役割も果たす。大統領は RG を監督し、内務大臣は国境警備を担当する出入国管理局（Directorate General for Migration）を監督する。軍法判事（military magistrate）は SSF のメンバーが犯した全ての罪について、それらが任務に沿った結果か否かにかかわらず、調査及び訴追する責任を負う。

SSF の部隊は無規律で腐敗していた。PNC と FARDC の部隊は日常的に、民間人に対する違法な徴税と強要に関与していた。これらの部隊は「税」を徴収するために検問所を設け、頻繁に食糧や現金を強奪し、賄賂を支払えない者を逮捕した。FARDC は、指揮統制システムの弱さ、不十分な作戦計画、管理能力や物資輸送能力の低さ、訓練の欠如、特に東部における一部の兵士の忠誠心が疑わしいといった問題を抱えていた。（2016 年）10 月、コンゴ中央（Kongo Central）州の軍法会議が FARDC 士官 5 名及び複数の部下について、命令違反と、不正越境に便宜を図る汚職未遂により 1 年乃至 15 年の懲役を言い渡した。

軍法司法制度人権侵害の罪で一部の SSF 隊員に有罪判決を下したが、依然として不処罰が深刻な問題となっていた。例えば、（2016）年中、政府は 2013 年のリコフィ（Likofi）作戦に関する調査を行ったが、SSF の仕業とされる超法規的殺害及び失踪の責任を明確にすることができず、（2016）年末までに SSF 隊員は誰も訴追又は責任を問われなかった。政府は MONUSCO と協力して人権委員会を維持し、また軍法検察官のほか、国際 NGO が支援する巡回聴聞向けに国連が実施する技術支援又は後方支援のプログラムなど、利用可能な国際資源を活用した。

軍法会議は一部の SSF 隊員に人権侵害の罪で有罪判決を下した。国連の報告によると、政府は（2016 年）1 月から 6 月にかけて少なくとも 79 名の FARDC 兵士及び 35 名の PNC 職員について、人権侵害に相当する犯罪容疑で有罪判決を下した。（2016 年）3 月 4 日、赤道（Equateur）州の軍法会議は FARDC の伍長 1 名について、少女 1 名に対する強姦容疑で有罪判決を下し、懲役 7 年、罰金 400,000 コンゴフラン（340 ドル）及び裁判費用 120,000 コンゴフラン（100 ドル）を言い渡した。同じく（2016 年）3 月、同軍法会議は PNC 職員 1 名に殺人罪で懲役 12 年を言い渡した。（2016 年）6 月、ある軍法会議が州議会議員 1 名を、2013 年以降の南キヴ州カヴム（Kavumu）での児童数十名の拉致、強姦及び女性器切除の容疑で逮捕し、訴訟手続を開始した。

民間人であっても、銃器が関係する犯罪で起訴された場合、軍事法廷で審理されることもあり得る。例えば、モイズ・カトゥンビ（Moise Katumbi）元カタンガ州知事付きの元主席

補佐官、フイト・ムロンゴ (Huit Mulongo) は (2016 年) 4 月 22 日に銃器の違法所持で逮捕され、軍法会議により審理された。(2016 年) 8 月 30 日、彼は有罪判決を受け、懲役 3 年を言い渡された。軍法司法制度は多くの場合、政治や軍の司令による干渉に対して無力であり、紛争の影響を受ける地域の判事の安全対策は不十分であった。司法制度は、特に中～上級の地位にある当局者による不正行為への対処には、役に立たず、これは軍法会議の判事が被告人より地位が上でなければならないという要件が背景にあった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律により、6 か月を超える懲役に処せられ得る犯罪者を逮捕するには、令状が必要である。被拘留者は 48 時間以内に治安判事の面前に出頭しなければならない。当局は逮捕者に当人の権利及び逮捕理由を伝達しなければならない、また被疑者本人の代わりに家族を逮捕してはならない。当局は、逮捕者が家族と面会すること及び弁護士に相談することを許可しなければならない。複数の地元 NGO の報告によると、治安当局者は日常的にこれらの要件を全て、特に 48 時間の裁判前聴聞期限を無視していた。

法律では保釈制度の規定があるが、概して機能していなかった。費用を負担できない被拘留者は、弁護士と接触する機会をほとんど持てなかった。当局は、ANR や RG が運営する施設など、外部との連絡を絶たれた収容施設に被疑者を拘留することが多く、こうした拘留を認知することを拒否した。

刑務所当局者は無秩序、不十分な記録、司法機関の非効率、又は汚職を背景に、囚人を量刑よりも長く拘留することが多かった。罰金を支払うことができない囚人は、無期限収監されたままであった (1.e 項参照)。

司法副大臣が複数の拘留施設を訪問した後、PNC は 2014 年に逮捕・拘留手続を改革する政令を発布した。この政令では PNC に対し、被疑者を逮捕する前に事実の裏付けを行うこと、男性と女性を別々に拘留すること、及び拘留施設の衛生的な状態を確保するように要求しているが、当局は一貫してこの政令を施行したわけではなかった。

恣意的な逮捕：治安要員が時々、国家安全保障を口実に、政府に反対したり、批判したりする人々を逮捕し拘留することがあり、多くの場合、こうした逮捕者に対して弁護士との接触など適正手続を認めなかった (1.a 項、2.a 項及び第 5 節参照)。例えば、(2016 年) 7 月 8 日、政府職員がキサンガニでジーン・デ・デュー・キリマを逮捕し、ANR は彼を約 10 日間、隔離拘留した。司法・人権省 (Ministry of Justice and Human Rights) はキリマを ANR の拘留施設から移送した後、起訴した。キリマは政治的緊張の軽減に向けた政府の取り組み

みの一環として（2016 年）9 月 5 日に仮釈放されたが、（2016）年末時点で彼に対する告訴はまだ係属中であった。SSF も、（2016 年）9 月と 12 月にキンシャサで複数の抗議活動が発生した後に多数の市民社会活動家を恣意的に逮捕し、長期間に渡り未起訴のまま隔離拘留した。

警察は時々、市民を恣意的に逮捕して起訴しないまま拘留していた。こうした行為は、逮捕者の家族から金銭を強要することが目的であったが、管理制度が十分に確立されていないことも原因であった

裁判前の拘留：数か月から数年間という長期の裁判前拘留が依然として問題であった。国境なき弁護士団（Lawyers Without Borders）の報告によると、刑務所に収監された人々の 75～82 パーセントが裁判前拘留の状態であった。（2016 年）8 月、当局者は数十名の若者を、再調査において、有罪と仮定した場合の最大量刑を既に超えていると認定した後、キンシャサ市内のマカラ刑務所での裁判前拘留状態から釈放した。司法機関の非効率、行政上の障壁、汚職、財務上の制約、そして職員不足も、裁判遅延の原因であった。

（2016 年）4 月のヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）の報告によると、多数の囚人が、少なくとも 29 名の児童を含め、2015 年前半からアングenga（Angenga）刑務所に拘留され、正式に刑事告訴されないままの状態、あるいは弁護士又は家族と連絡できない状態であった。その期間中にこれらの囚人のうち 4 名が病死し、（2016 年）2 月には脱獄を試みたとされる 2 名が射殺された。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：被拘留者は自分の拘留の法的根拠又は恣意性について法廷で異議を唱える権利を与えられるが、速やかな釈放及び補償を得られた例はほとんどなかった。

恩赦：2013 年 3 月 23 日運動（M23）の敗北を受け、国民議会は 2014 年に、反乱、戦争行為及び政治犯罪について恩赦を実施する旨の法律を制定した。

e 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定しているが、司法機関は腐敗し、様々な影響を受けていた。当局者及び他の有力者がしばしば、裁判官に無理強いをしていた。例えば、（2016 年）6 月 27 日、野党指導者のモイズ・カトゥンビ（（2016 年）6 月 22 日に財産の不正売却により本人不在で有罪判決を受け、懲役 3 年を言い渡され、8 億 5,200 万コンゴフラン（722,000 ドル）の損害賠償の支払を命じられていた）の裁判を仕切っていた上級裁判官が、カトゥンビに

有罪判決を下すよう彼女に「身体的及び道徳的」圧力を掛けたとの理由で ANR を告発する公開書簡を書いた。その後、訴訟に関わったこの裁判官と他に 2 名の法廷速記者が身を隠した。国際メディアが（2016 年）12 月 14 日に放送したインタビューの中で、この裁判官は、有罪判決は政府からの命令であったと語り、カトゥンビに下した有罪判決を公然と破棄した。彼女は裁判前、裁判中、そして裁判後も、カトゥンビに有罪判決を下すよう政府から脅迫と圧力を受けていたと主張した。

裁判官不足のため、政府は裁判を迅速に実施することができず、また裁判官不足が最も深刻な遠隔地では政府の支援が行き届かないため、裁判官がこうした地域への転勤を拒否することもあった。当局は日常的に裁判所の命令を尊重しなかった。高等治安判事評議会（High Council of Magistrates）の管轄下に創設された懲罰委員会が引き続き、月次で多数の汚職事件や業務過誤について裁定を下していた。こうした裁定の多くに裁判官及び治安判事の解雇、停職又は罰金による処分が含まれた。

裁判手続

憲法では推定無罪を規定しているが、実際には遵守されていなかった。当局は被告人に罪状を迅速かつ詳細に伝達し、必要に応じて通訳を無償で付けるよう要求される。一般市民は裁判長の裁量権次第で裁判を傍聴することができる。被告人は起訴から 15 日以内に裁判を受ける権利を有するが、裁判官はこの期間を最長 45 日間まで延長することができる。当局はこの要件を、ごくたまにしか守らなかった。政府は殺人事件の裁判を除き、ほとんどの訴訟において弁護士の提供を要求されるわけではない。政府は通常、死罪事件の場合は貧しい被告人に無償で弁護士を提供したが、弁護士は依頼人と十分に接見することができなかった。被告人は出廷し、代理人として弁護士を立てる権利を有するが、当局は時々、これらの権利を無視した。当局は概して抗弁に備える時間を十分に考慮したが、利用可能な資源が乏しかった。当局は通常、政府が保有する証拠を閲覧する権利を被告人に与えるという法律要件を遵守しなかった。被告人は原告側証人と対峙し、自分を弁護するための証拠と証人を用意する権利を有するが、証人が報復を恐れて証言を洩ることが多かった。被告人は証言又は有罪の自白を強要されない。被告人は上訴権を有するが、国家安全保障、武装強盗、及び密輸が関係する事件は例外で、これらの事件は通常、国家安全保障裁判所（Court of State Security）が裁決する。これらの権利は全ての国民に与えられる。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政治囚及び政治的理由により拘留された者の報告が複数あった。当局は様々な罪状で政治囚を起訴し、例として国家元首に対する人格攻撃又は殺害脅迫、部族憎悪又は市民的不服

従の教唆、デマの拡散、反逆罪、及び国家安全保障に対する攻撃が挙げられた。政府は国際人権団体や MONUSCO が政治囚の一部と面会することを許可した一方、当局は RG 及び ANR が運営する拘留施設への立ち入りを一貫して否認した（1.c 項参照）。

（2016 年）2 月 16 日、SSF は反対派や市民団体が計画していたゼネストに先立ち、変化のための闘い（LUCHA : Struggle for Change）という市民社会団体のメンバー、ビエンヴェヌ・マトゥモ（Bienvenu Matumo）、マーセル・ヘリティエール・カピテン（Marcel Heritier Kapitene）、及びヴィクトル・テソング（Victor Tesongo）をキンシャサで逮捕した。彼らは（2016 年）2 月 19 日まで ANR のある拘留施設に拘留された後、刑務所へ移送された。（2016 年）5 月 20 日、彼らは市民的不服従の教唆及びデマの拡散により有罪とされ、懲役 12 か月を言い渡された。（2016 年）8 月 19 日と 26 日、政府は投獄されていた複数の活動家を、政治的緊張の軽減措置の一環として釈放し、これにマトゥモ、カピテン、テソング、フレッド・バウマ、イヴェス・マクワンバラ（Yves Makwambala）、クリストファー・ンゴイ（Christopher Ngoy）、ジーン・デ・デュ・キリマ、及びジーン・マリー・カロンジが含まれた。バウマやマクワンバラなど、国家元首の生命に対する攻撃未遂、クーデター未遂、及び反逆罪で告発され、起訴待ちの状態であった人々は仮釈放されたが、これは訴訟がいつでも再開され得ることを意味していた。マトゥモ、カピテン、及びテソングなど既決囚は条件付き釈放であった。これらの釈放の暫定的性質と条件付きの性質により、当人の表現、集会及び結社の自由に対する権利が抑制された。

民事上の訴訟手続及び救済方法

国民は民事裁判制度の範囲内で人権侵害についての民事救済を求めることができる。しかし、大半の人々が刑事裁判で救済を求めることを選好する。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

法律では私生活、家族関係、家庭生活又は通信に関する恣意的な干渉を禁じているが、SSF はこれらの規定を日常的に無視していた。SSF は民間人に対して嫌がらせや強奪を行い、令状なしに家屋や車両に押し入って搜索し、家庭、企業及び学校で略奪行為を働いた。（2016 年）2 月、PNC 警察官がゴマで LUCHA メンバー 6 名の自宅に押し入り、最終的にこの 6 名を逮捕した。これらの活動家は当日予定されていたデモ用のポスターを準備中であった。SSF も、（2016 年）9 月 19～20 日に抗議活動が発生した後、キンシャサで戸別搜索を行い、複数名を逮捕した。複数の地元人権 NGO の報告によると、（2016 年）12 月 16 日と 21 日、SSF がキンシャサ近郊の一部地域で戸別搜索を行い、抗議活動との繋がりを疑われた若者を逮捕した。

g 国内の紛争での虐待行為

特に北キヴ州、南キヴ州、タンガニカ（Tanganyika）州、イトゥリ（Ituri）州、高ウエレ州及び低ウエレ（Bas-Uele）州をはじめとする東部の各地で、局所的紛争と外国の影響による紛争の両方が相次いだ。ルワンダ解放民主軍（FDLR : Democratic Forces for the Liberation of Rwanda）、民主同盟軍／ウガンダ解放国民軍（ADF/NALU : Allied Democratic Forces/ National Army for the Liberation of Uganda）、国民解放軍（FNL : National Forces of Liberation）、神の抵抗軍（LRA : Lord's Resistance Army）など国外の RMG のほか、様々なマイマイ（地元民兵組織）集団など土着の RMG も依然、政府軍との戦闘や RMG の戦闘、さらには民間人に対する攻撃を続けていた。

FDLR と闘っていた少なくとも 2 つの地方民兵組織に政府が支援を提供したという、信憑性のある報告が複数あった。東部での戦闘が一部の地域で人道支援や開発支援を阻害したことにより、既に深刻な状況にあった人道危機がさらに悪化した。

SSF 及び RMG が重大な人権侵害を行ったという、信憑性のある報告が複数あった。これらの RMG の例として、コンゴの自由と独立のための愛国者同盟（APCLS : Alliance of Patriots for a Free and Sovereign Congo）、ADF、バカタ・カタンガ（Bakata Katanga）、FDLR、FNL、イトゥリ愛国抵抗軍（FRPI : Forces of the Patriotic Resistance of Ituri）、LRA、様々なニャトゥラ（Nyatura）分派、ライア・ムトムボキ（Raia Mutomboki）及びマイマイ（Mai-Mai）グループ（マゼンベ（Mazembe）、チャールズ・シェタニ（Charles Shetani）、ヤクトウンバ（Yakutumba）など）が挙げられた。

政府は複数の主要 RMG に対して軍事行動を取った。FDLR に対抗する活動を先導するよう 2015 年 1 月に任命されていた将校 2 名に人権侵害の記録があることを UNJHRO が発見した後、1 年間の中断を経て、MONUSCO と政府との間での作戦協力が再開した。適切な部隊レベルでの削減について両者間で合意に至らなかったため、2015 年中の協力再開に向けた取り組みが行き詰まってしまっていた。2 つの部隊は 2016 年中に FDLR、ADF、FRPI 及び FNL に対抗する協力態勢を強化することができた。

ルバ（Luba）族とバトワ（Batwa）族のコミュニティが衝突した際にタンガニカ州内での民族民兵組織による民間人の殺害、強姦、及び強制退去が広範囲で発生した。この紛争は 2013 年中盤に勃発し、(2016) 年中も断続的に続いていた。2015 年 8 月にバトワ族 10 名とルバ族 27 名が、人道に対する犯罪や集団虐殺罪で起訴された。彼らの裁判は (2016) 年末時点でまだ係属中であった。

(2016 年) 3 月、国連安全保障理事会は MONUSCO の委任期間を 12 か月間延長し、また武装集団の制圧に向けた介入旅団を刷新した。(2016) 年末時点で MONUSCO は約 17,500 名の平和維持軍、軍事監視要員及び警察で構成されていた。

殺害：複数の国連機関及び NGO の報告によると、SSF と RMG は (2016 年) 1 月から 6 月にかけて 315 名の民間人を即時処刑又は別の形で殺害した。(2016 年) 8 月 13 日、ADF 戦闘員らしき人々がベニ近郊でマチェーテや斧を使用して 50 名を殺害した。

拉致：複数の国連機関及び NGO の報告によると、RMG が複数の人々を拉致し、目的は概してポーター又はガイドとしての使用、あるいは身代金要求であった。(2016 年) 8 月、カリタス (Caritas) という NGO が FDLR を、ゴマの北西約 75 マイルの地域でカリタスのコンゴ人作業員 3 名を誘拐したとして告発した。この 3 名は数日後に解放された。

身体的虐待、刑罰及び拷問：国連機関及び NGO の報告によると、SSF が民間人を逮捕、違法拘留し、強姦及び拷問を行った。国連の報告によると、(2016 年) 7 月 3 日から 4 日にかけて複数の FARDC 兵士が、ヴィルンガ (Virunga) 国立公園で薪を集めていた女性 10 名を強姦した。PNC がこの事件の捜査を開始した。

RMG は北キヴ州、南キヴ州、カタンガ州及び東部州の農村地域で民間人に対して殺害、強姦、拷問等の虐待行為を行った。(2016 年) 8 月 13 日のベニ郊外での ADF メンバーらしき人々による大虐殺の被害者の多くは緊縛され、場合によっては拷問された後、殺害された。東部の一部の地域では、RMG が民間人に対して略奪、強要、違法徴税、誘拐を行い、多くは身代金目的であった。

男女双方の RMG メンバーが、メンバー間及び FARDC との間での暴力行為の一部として男性、女性及び未成年者を強姦していた。強姦 (男性に対する強姦を含む) に関する統計は入手できなかった。

ADF は相変わらず、原始的な簡易爆発物を使用した結果、多数の FARDC 要員が犠牲となった。例えば、(2016 年) 11 月 8 日、ゴマで簡易爆発物 1 個が爆発して児童 1 名が殺害され、国連平和維持軍隊員 32 名が負傷した。誰も犯行声明を出さず、(2016) 年末時点で実行犯は不明のままであった。

児童兵士：(2016 年) 1 月から 11 月にかけて、国連児童基金 (UNICEF) の報告によると、1,196 名の児童が RMG から救出され、UNICEF は多数の NGO を通じて児童を支援した。こ

これらの児童は以下の組織から救出された：FDLR (379 名)、ニャトゥラ (201 名)、FRPI (105 名)、他のマイマイ・グループ (77 名)、ライア・ムトムボキ (72 名)、FPD/シエタニ (67 名)、UPDI/マイマイ・マゼンベ (56 名)、FDLR/RUD (50 名)、NDC/レノヴェ (Renove) /グイドン (Guidon) (33 名)、UPCP (31 名)、APCLS (24 名)、ADF (17 名)、NDC/チエカ (18)、GA ブルンダイス (Burundais) (14 名)、マイマイ・イラ (Yira) (13 名)、LRA (11 名)、マイマイ・カタ・カタンガ (8 名)、マイマイ・シンバ (7 名)、MAC (4 名)、マイマイ・キファファ (3 名)、FARDC (2 名)、FRF (2 名)、FPP (1 名)、及び M23 (23 名)。これらの児童はほとんどが北キヴ州 (81 パーセント) で引き離され、次いでイトゥリ州 (9 パーセント)、南キヴ州 (8 パーセント) 及び高ウエレ州 (2 パーセント) であった。(2016) 年中、FARDC から児童 12 名が救出され、うち 11 名は過去数年間、1 名は (2016) 年中に徴用されていた。

軍隊や武装集団に帯同し、(2016) 年中に複数のパートナーを通じて UNICEF による支援を受けた児童 3,338 名のうち、最も多い 886 名が戦闘員として使用されたと申告し、744 名は家事労働、200 名は水、木材及び食料の運搬、391 名は護衛、147 名は「崇拜物」の携行又は武器輸送、148 名は妻として、及び／又は性的搾取に使用されていた。他の使用形態の例としてスパイ、用心棒、徴用係、キャンプ警備員、動物警備員、又は治療係が挙げられた。

SSF は相変わらず、武装集団に帯同させる目的で児童を逮捕及び拘留していた。国連は 200 名近くの児童、ほとんどが男子の、FARDC、警察及び軍検察拘留施設からの解放を確保した。

大統領は 2014 年に性的暴行及び児童徴用に関する顧問 1 名を任命していた。彼女は国内全域に渡る性的暴行問題に関する意識高揚に取り組み、SSF からの児童兵士救出及び被害者への様々なサービス提供に向けた努力を奨励した。政府は複数の国際機関と協力して、SSF や RMG による児童徴用の排除と児童救出に取り組んだ。

以下の URL で公開されている米国国務省の年次の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

他の紛争関連の虐待：FARDC と RMG との間の戦闘による住民の強制退去と人道支援機関のアクセスの制限が、地区に北キヴ州のルチュル (Rutshuru)、ワリカレ (Walikale)、ルベロ (Lubero)、ベニ及びニーラゴンゴ (Nyiragongo) の各地区で続いていた。(2016) 年中、国連人道問題調整事務所によると、人道支援機関要員が南北キヴ州で 152 件の治安事件に巻き込まれた。この件数には国内外の NGO (人道支援と紛争後処理／開発の複合) のほか、

ICRC に影響を及ぼした事件が全て含まれるが、国連機関又は他の国際機関（ドナーなど）に対する事件は全て除外されている。（2016）年中に事件件数は 22 パーセント減ったが、そうした事件で殺害された人道支援従事者の数は 1 名から増えて 4 名に上った。

RMG と SSF は紛争での戦術として街や家屋の破壊及び略奪を行った。例えば、FARDC のソコラ（Sokola）第 2 部隊は対 FDLR 作戦中、北キヴ州で民間人フツ（Hutu）族住民を追い散らす目的で現地のフツ（Hutu）族 IDP キャンプの一部を標的にして根こそぎ略奪し、複数の村を焼いた。FARDC の申し立てによると、これらのコミュニティは多数の FDLR「予備役」及び扶養家族を抱えており、FARDC はフツ族コミュニティが FDLR に支援を提供する能力を低減するための措置を講じた。

北キヴ州、南キヴ州、東部州及びカタンガ州では、RMG と FARDC の兵士が収益と権限を確保すべく違法徴税や、天然資源の違法な搾取と取引を続けていた。鉱物及び他の天然資源の密売によって武器の購入が促進され、政府の収入が減少した。最も搾取された天然資源は金、スズ石（スズ鉱石）、コルタン（タンタル石）、鉄マンガン重石（タングステン鉱）だけでなく、野生生物生産物、木材、木炭及び魚類も含まれた。

メディア及び市民団体によると、LRA は、ガランバ（Garamba）国立公園から象牙を違法に取引して活動資金を調達しており、これは恐らく、CAR、南スーダンと、スーダンが支配しているカフィア・キング（Kafia Kingi）紛争地域経由での象牙密輸によるもので、中国へ品を運ぶ違法ネットワークと繋がっている。国連専門家グループ（UNGOE）が 2015 年 5 月に公表した最終報告書によると、FARDC の分子、地元密輸業者及び武装集団が、象牙を含む野生生物生産物の違法な搾取と取引に関与していた。

鉱物の違法取引は、弱い統治の兆候であると同時に原因でもあり、SSF と RMG の資金源となり、時には伝統的当局や地方自治体と州政府の収益源にもなっていた。政府規制において全世界的な唱導活動とドナー支援を奨励したのに伴って、スズ石、コルタン、及び鉄マンガン重石の採鉱の結果、小規模ではあるが北キヴ州、南キヴ州、カタンガ州及びマニエマ（Maniema）州からの合法的で、紛争と無縁の鉱物の輸出量が増えた。SSF と RMG は依然、北キヴ州、南キヴ州、東部州及びカタンガ州の辺鄙な鉱業地域を支配し、強要や脅迫を行っていたが、マニエマ州では影響力が大幅に低下していた。

法律では FARDC と RMG が鉱物取引に関与することを禁じているが、政府は法律を効果的に執行しなかった。FARDC 部隊や RMG による犯罪関与には上納金、強要及び窃盗が含まれた。裏付けはないが、政府当局者が違法な金鉱採掘に関与しているという報告もあった。

UNGOE の報告によると、鉱物部門では複数の RMG や FARDC 分子が違法な取引や搾取から利益を得ていた（7.b 項参照）。さらに、同報告によると、東部で採取された鉱物のルワンダ、ウガンダ及びブルンジへの密輸が続いていた。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

法律では言論及び報道の自由を規定している。報道機関は頻繁に公然と、公務員や公共政策決定を批判していた。国民は概して、当局者から報復措置を受けることなく、私生活の中で政府、政府当局者及び他の市民を批判することができる。しかし、選挙、民主主義及び汚職に関して政府当局者。大統領又は政府の政策を公然と批判すると、威嚇、脅迫、逮捕される結果を招く場合もあった。

言論及び表現の自由：法律では国家元首に対する侮辱、公共の場での悪意ある中傷及び国家の安全保障を脅かすと思なされる発言を禁じている。当局は時々、政府、大統領又は SSF を公然と批判したジャーナリスト、活動家及び政治家を拘留していた。申し立てによると、私服の治安当局者が政治集会や政治的行事を監視していた。

（2016 年）4 月 22 日、ゴデフロイ・ムワナブワト（Godefroy Mwanabwato）は国家元首に対する侮辱、政府及び議会に対する侮辱、そして人種的及び民族的憎悪の扇動により有罪判決を受け、懲役 24 か月を言い渡された。ムワナブワトは 2015 年 6 月に、政府を批判する記事をソーシャル・メディアに投稿し、そして拘留中であった活動家のフレッド・バウマとイヴェス・マクワンバラの釈放を要求したことを理由に逮捕されていた。彼は ANR の拘留施設に 15 日間隔離拘留され、申し立てによると拷問を受け、その後、（2016 年）8 月 31 日、政治的緊張の軽減に向けた政府の取り組みの一環として条件付き釈放された。

（2016 年）12 月 27 日、報告によると検察官からの要請に基づき、上カタンガ（Haut Katanga）州議会は、野党のコンゴ国民連邦党（National Federalists Union of Congo）の党首、ガブリエル・キュング・ワ・クムワンザ（Gabriel Kyungu Wa Kumwanza）について、（2016 年）4 月に行った演説の中で国家元首を侮辱したとされる嫌疑により、議員不逮捕特権を剥奪した。

報道の自由：法律では高等視聴覚通信評議会（CSAC : High Council for the Audiovisual and Communications）に対し、政党、諸団体及び国民のための報道の自由、通信媒体及び情報への平等なアクセスを提供するよう義務付けている。大手の現業民間報道機関が主にキンシャサで機能していたが、一部は全国各地に支局を構え、政府は多数の日刊紙に免許を交付

していた。識字率の低さと、新聞やテレビは比較的高コストであることから、ラジオが依然、主要な公共情報媒体であった。国が 3 つのラジオ局と 3 つのテレビ局を所有し、大統領の家族がさらに 2 つのテレビ局を所有していた。政府当局者、政治家、そしてさほどでもないが教会指導者が、報道機関の大半を所有又は運営していた。

政府は各新聞社に対し、刊行前に 1 回限りのライセンス料 250,000 コンゴフラン(210 ドル)の支払と、いくつかの行政上の要件の遵守を要求した。放送メディアも、行政・土地収益管理局(Directorate for Administrative and Land Revenue)から課せられる広告税の対象であった。多数のジャーナリストが職業訓練を受けておらず、規定の給与をほとんど又は全く支給されておらず、政府の情報にアクセスすることができず、また嫌がらせ、威嚇又は逮捕の懸念から、自己検閲を行っていた。

危機に瀕するジャーナリスト(Journalists in Danger)という地元 NGO の報告によると、ニオタ(Nyota)テレビジョン、マペンド(Mapendo)テレビジョン、ジュア(Jua)テレビジョン、カタンガの声(La Voix du Katanga)及びラジオ自由ブテンボ(Radio Liberte Butembo)を含む 7 つの独立系報道機関が(2016)年中、政治的理由により閉鎖された。(2016 年)8 月、司法・人権大臣はカナル・コンゴ・テレビジョン(CCTV : Canal Congo Television)及びカナル・キン・テレビジョン(Canal Kin Television)(いずれも野党指導者が所有し、2011 年以降閉鎖されていた)について、政治的緊張の緩和に向けた措置の一環として放送再開を許可する旨、発表した。同じく 2011 年に伝聞によると税金滞納を理由に閉鎖されたカナル・フトウル・テレビジョン(Canal Futur Television)は、(2016)年末時点でまだ閉鎖されたままであった。(2016 年)12 月 19 日、政府は CCTV とラジオ自由キンシャサ(Radio Liberte Kinshasa)(いずれも野党のコンゴ解放運動(Congolese Liberation Movement)党の指導者、ジーン・ピエール・ベンバ(Jean-Pierre Bemba)が所有)を閉鎖した。CSAC と、キンシャサ市内のメディアを管理する放送配信会社は、放送局閉鎖への関与を否定した。当局の主張によると、これらの放送局の閉鎖理由は滞納税と免許料の不払いであった。これらの放送局は(2016)年末時点でまだ閉鎖されたままであった。

暴力と嫌がらせ: 地元ジャーナリストは SSF による威嚇や暴力の影響を受けやすかった。「危機に瀕するジャーナリスト」によると、12 名のジャーナリストが、(2016 年)9 月 19 日から 20 日にかけてキンシャサで発生した抗議活動取材中に SSF から虐待、逮捕又は嫌がらせを受けた。例えば、(2016 年)9 月 19 日、SSF はカナル・コンゴ・テレビジョンのジャーナリスト、ドスタ・ルトウラ(Dosta Lutula)が反対派のデモ取材していたところを恣意的に逮捕した。ルトウラ曰く、軍キャンプに連行され、殴打され、服を脱がされた。彼は翌日に釈放されたが、当局は彼が所持していた機器と記録を押収したままであった。同日、ラ・プロスペリテ(La Prosperite)の記者、ケヴィン・イナナ(Kevin Inana)と、トコミ・

ワピ(Tokomi Wapi)という人気テレビ番組の司会者、エリーザー・タンブエ(Eliezer Thambwe)がキンシャサで恣意的に逮捕され、虐待を受け、軍キャンプに短期間拘留された。

2015年に2名のジャーナリストが殺害されたが、1名は民間人の攻撃者、もう1名は正体不明の襲撃者による犯行であった。複数の地元NGOによると、これらの殺害に関する捜査は(2016)年末時点でまだ始まっていなかった。「危機に瀕するジャーナリスト」によると、報道の自由の侵害は2015年の72件から増加して(2016)年中は87件であった。同NGOの報告によると、当局は(2016年)11月30日までの12か月間に16名のジャーナリストを襲撃又は拷問し、11名を逮捕して48時間以上にわたり拘留し、31名を拘留及び尋問したが48時間未滿で釈放し、そして15名に脅迫又は嫌がらせを行った。他の事件の例としてジャーナリストに対する行政面、司法面又は経済面での圧力、あるいは情報の自由な回覧の妨害が挙げられた。(2016)年末時点で、政府は報道の自由を侵害した者に対する制裁措置又は起訴を全く行っていなかった。

検閲又は内容の制限：CSACは、放送を制限する法的権限を持つ唯一の機関であるが、実際には政府も、SSF及び州当局者を含め、この権限を行使していた。政府機関の一部の報道官は、申し立てによると、民営出版業者によるニュース記事を検閲していた。民営報道機関がますます自己検閲を行うようになってきたが、これは政府が以前、主要な野党支持派の報道機関に対して行っていたような、政府による抑圧や業務停止が危惧される可能性が背景にあった。

複数のメディア代表者の報告によると、彼らは反対派が主催する行事又は反対派指導者に関するニュースを取り上げないよう、政府から圧力を受けたとのことであった。(2016年)10月4日、政府はラジオ・フランス・アンテルナショナル(RFI: Radio France Internationale)及び国連が支援するラジオ・オカピ(Radio Okapi)の信号をブロックした。ラジオ・オカピの信号は(2016年)11月11日に再開したが、RFIの放送は(2016)年末時点でまだブロックされたままであった。

名誉毀損法：中央政府と州政府は名誉毀損関連法を使用して、批判者を威嚇したり処罰したりした。例えば、司法省は、野党のコンゴ国民連合(UNC: Union for the Congolese Nation)の指導者、ヴィタル・カメルヘ(Vital Kamerhe)に対する、2011年の選挙における選挙違反に関する彼の発言を理由とする名誉毀損訴訟を、2012年に裁判所で和解が成立していたにも関わらず、復活させた。仮に有罪となった場合、カメルヘは1年以下の懲役と罰金に処せられ、一部の公職への立候補を禁じられる可能性があった。(2016年)9月時点で、この訴訟は憲法裁判所への上訴待ちであった。加えて、カメルヘが所有するカナル・フトゥル・テレビジョンは2011年に税金滞納の嫌疑により閉鎖されていた。政府は(2016年)8

月、カメルへの UNC を含む複数の野党と政府の協議が始まる前日に、同局の放送再開を許可したが、当時、別の会社が周波数を違法に使用していたため、放送は再開されなかった。同局は（2016）年末時点でまだ閉鎖されたままであった。

国家安全保障：中央政府は、軍に対する全般的な抽象的告発を禁ずる法律を使用して、自由な言論を制約した。

非政府の影響：複数の RMG 及びそれぞれの政治的派閥が日常的に、活動地域で報道の自由を制約していた。

インターネットの自由

数名の個人起業家のおかげで、全国の大都市にあるネットカフェで手頃な料金でインターネットを利用できるようになった。データ通信対応型携帯電話が、インターネットへのアクセス手段として徐々に普及している。国際電気通信連合（International Telecommunication Union）によると、（2016）年中に国民の 3.9 パーセントがインターネットを利用していた。

（2016 年）12 月 19 日に予定されていた抗議活動に先立ち、政府はソーシャル・メディア上での動画、画像又は音声の共有を禁止するようインターネット・プロバイダーに命じ、違反した場合は業務免許を取り消すとした。企業はこの機能を隔離及び禁止するか、あるいは関連する全てのデータサービスを停止する責任を負った。企業は（2016 年）12 月 28 日までにインターネット機能の全面的使用を再開させた。

学問の自由と文化的行事

学問の自由又は文化的行事に対する政府による制約はなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法では平和的集会の自由を規定しているが、政府は時々、この権利を制約した。法律では公共行事の主催者に対し、事前に地元当局に届け出るよう要求している。政府は公共行事の事前許可要件を維持し、また時々、市民集会又は抗議活動の許可を否認することもあった。SSF は時々、無許可の抗議活動、行進又は会合の参加者を殴打、拘留又は逮捕することもあった。

(2016 年) 9 月 19 日から 21 日の反対派による抗議活動に関する UNJHRO の報告書での指摘によると、憲法に従い、デモに事前の許可も正当化事由も必要ないが、国民は公の場でデモを計画する場合、関連当局に書面で通知しなければならない。UNJHRO は、事前許可を要求する 1999 年の法律を政府が執行していたと認め、この法律は UNJHRO によると「憲法違反」である。

MONUSCO によると、(2016 年) 1 月から 6 月にかけて、野党及び／又は市民団体が主催した少なくとも 81 件のデモが当局により禁止又は抑圧された。同じ期間中、与党連合が主催した 31 件を含む少なくとも 70 件のデモは何事もなく実施された。(2016 年) 10 月、野党や市民社会団体が計画又は主催し、UNJHRO が観察していた 7 件のデモを、地元当局が阻止、又は SSF が強制的に抑圧した。他方、与党が主催した 9 件を含む少なくとも 11 件のデモは問題なく実施された。例えば、(2016 年) 9 月、カサイ (Kasai) 州の州都、ムブジ・マイ (Mbuji-Mayi) で、州知事が国家元首を支持する行進を企画した。一方、市長は 2 週間後に野党の民主社会進歩連合が計画していた行進を禁止し、警察を配備して集会を阻止した。

(2016 年) 9 月に反対派が抗議活動を行った後、政府はほとんどの主要都市で全ての公共集会を禁止し、SSF はその後の平和的抗議活動を阻止し、参加者を逮捕した。例えば、(2016 年) 10 月 29 日、SSF はフィリンビ (Filimbi) というグループに属する活動家 8 名を、キンシャサ市内のアフリカ連合事務所の外で平和的座り込みを準備したとの理由で逮捕した。キンシャサ市長事務所は (2016 年) 10 月 31 日、「地域社会の生活、寛容及び民主的価値のために必要な平穏無事な状況の保証」を目的に、公共集会及びデモの禁止令の執行を継続する意向を発表する旨の報道発表を發布した。(2016 年) 11 月 5 日、SSF は反対派指導者のエティエンヌ・ツシセケディ (Etienne Tshisekedi) の自宅を包囲し、彼が計画していた市民集会の実施を禁じた。

(2016 年) 11 月 3 日、平和的集会及び結社の自由、言論及び表現の自由に対する権利の促進と保護、並びに人権擁護者の状況に関する国連特別報道官は、政府による抗議活動禁止を非難する声明を発表し、「DRC における現状は複数の都市におけるデモの全般的禁止を正当化するものではない。事実、DRC は熱い議論が交わされる選挙期間中であることを踏まえ、人々は民主的自由を表現する場を、より少なくではなく、もっと多く与えられるべきである。」と述べた。同特別報道官は行進禁止について、「DRC において民主的空間が急速に消散しつつあり、人権団体や野党に抑圧の矛先が向けられているという、憂慮すべき兆候」であると評した。

結社の自由

憲法では結社の自由を規定しており、政府は概してこの権利を尊重した。市民社会団体や NGO は政府に登録するよう要求され、寄付を通じてのみ資金を調達することができるが、たとえ営利目的でなくとも収益を発生させることはできない。登録プロセスは面倒で、非常に遅い。一部の集団、特に LGBTI コミュニティ内の集団が、登録請求を政府に拒否されたと報告した。

(2016 年) 3 月 21 日にキンシャサで行われた市民団体との相互対話の中で、司法人権大臣は、国内に存在する 21,000 余りの NGO のうち、正式に登録されているのはわずか 63 団体であると述べた。多数の NGO の報告によると、たとえ登録プロセスを入念に踏まえても、合法的認定を受けるまで数年掛かることが多い。多数の NGO が登録の難しさを、NGO 活動を阻害するための政府による意図的な障壁と解釈した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では国内移動、海外渡航、国外移住、及び帰還の自由を規定しているが、政府は時々、これらの権利を制約した。政府は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び他の人道支援機関と協力して、国内避難民 (IDP)、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者及び他の関心対象者へ、保護と支援を提供した。

(2016 年) 9 月 30 日、DRC は 7 年間に及ぶ交渉の末、アフリカ諸国、UNHCR、及びアフリカ連合からの、長引くルワンダ難民情勢に 2017 年末までに終止符を打つための合意到達に向けた代表団に加わった。(2016) 年末時点で、UNHCR の推定によると DRC に 267,463 名のルワンダ人難民がいた。

北キヴ州で続く紛争は同州内の難民や IDP に危害をもたらし、攻撃によって死亡者やさらなる避難民が生じる事態を招いていた。武力紛争は時々、民族間の緊張や、コミュニティ及び避難民集団の間での衝突を悪化させることもあった。例えば、(2016 年) 6 月 8 日、地元のコボ (Kobo) 族やニヤンガ (Nyanga) 族の指導者が、ブレフサ (Bulehusa) に居たフツ族の避難民及び難民 (約 5,000 名) に対し、48 時間以内に街から退去するよう、最後通

牒を突き付けた。その日の深夜、コボ族とニヤンガ族のコミュニティの若者が町内の複数のフツ族住民の家屋を焼き、そして（2016年）6月12日、マイマイ民兵組織が現場に戻り、複数の住民を殺害した。

国内移動：SSF（及びもっと広い範囲で RMG も）は道路、空港及び市場にバリアと検問所を設置し、表面上は治安上の理由により、違反を口実にして日常的に民間人に嫌がらせや金銭強要を行い、時には当人又は近親者が支払うまで拘留することもあった。政府は旅行者に対し、旅行中及び様々な街の入退時に空港や港湾での規制手続に従うよう要求した。

地方当局は相変わらず、コンゴ川沿いの多くの場所でボートでの移動の際に違法な税金や料金を徴収していた。FARDC の兵士や RMG の戦闘員が、市場に商品を運び込む人や各都市を移動する人に料金の支払を強要しているという報告も広範囲から寄せられていた（1.g 項参照）。

SSF は時々、旅行者に対し、雇用主又は政府当局者からの旅行命令書を提示するよう要求することがあったが、法律ではそうした文書を要求しているわけではない。SSF は度々、命令書を持たずに移動していた者を拘留し、賄賂を要求した。

海外渡航：行政システムが不十分のため、旅券の発給が通常通りに行われないことが多かった。当局者は賄賂を受け取って迅速な旅券発給の便宜を図っていた。

国内避難民

東部での紛争と、旧カタンガ州地域での紛争激化を背景に、国連人道問題調整事務所によると、（2016年）6月までに国内全域に渡り 170 万名の IDP が存在し、うち 678,000 名が北キヴ州、375,000 名が南キヴ州、147,000 名がタンガニカ州、そして 142,000 名がマニエマ州であった。政府は IDP を十分に保護又は支援することができなかったが、概して国内外の人道支援機関による保護又は支援を許容した。しかし、2014 年に北キヴ州知事は逆に州内での IDP キャンプの新設を禁じ、政府が自然発生的な集落に居る人々を既設のキャンプへ移動させるか、あるいは帰宅を奨励すべきであると主張した。UNHCR 及び他の国際的人道支援機関は複数の IDP 居住地の閉鎖に向けて取り組み、可能な場合は帰還を奨励し、そして十分な土地があり、治安環境が比較的安定している地域への現地融合を追求した。政府と FARDC は一方的かつ唐突に、北キヴ州のムパティ（Mpati）区域を含む多数の IDP 居住地を閉鎖した結果、数千名もの IDP が新たに避難民となった。紛争や不安定な状況のほか、劣悪なインフラも、人道支援活動に悪影響を及ぼした。（2016年）7月、北キヴ州のムウェソ（Mweso）及びニアンザレ（Nyanzale）の街では不安定な状況を背景に、人道支援機関が

避難民人口の評価及び検証を行うことができなかった。東部では複数の救済要員が拉致された。(2016 年) 5 月初旬、3 つの人道支援機関が救済要員の拉致を理由に、北キヴ州のルチュル地区での活動を一時停止した。

住民の強制退去が(2016) 年中ずっと続き、特に東部で顕著であった。北キヴ州のベニ地区など、多数の区域で不安定な状況が続いていた。ADF の攻撃により、2014 年 10 月以降、500 名余りが殺害された。(2016 年) 4 月後半から 7 月にかけて、東部でコミュニティ間の暴力や武装集団間の戦闘が発生した結果、住民が強制退去させられ、IDP やホストコミュニティのための人道支援ニーズが増大した。

戦闘員だけでなく他の民間人も IDP を虐待した。虐待の例として殺害、女性及び児童の性的搾取(強姦を含む)、拉致、強制徴兵、略奪、違法徴税、及び全般的な嫌がらせが挙げられた。

国連によると、2015 年から(2016 年) 6 月にかけて、約 857,000 名の IDP が出身地に帰還した。この数には北キヴ州への帰還者 185,000 名、南キヴ州の 130,000 名、マニエマ州の 27,000 名、及びタンガニカ州の 136,000 名が含まれる。

難民の保護

(2016 年) 7 月 31 日時点で、UNHCR の報告によると、DRC には周辺 7 か国からの難民が 387,963 名居り、ルワンダからの難民が最も多い。2015 年後半以降、新たに 13,972 名が南スーダンから到着し、難民として登録された。

庇護へのアクセス: 法律では庇護申請者又は難民の地位の付与について規定しており、政府は難民を保護するための基本的な制度を確立した。この制度により、難民及び庇護申請者の地位が付与され、また人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の所属、又は政治的意見を理由に生命や自由が脅かされるおそれのある本国への退去又は送還に至らないよう難民が保護されている。

政府は、UNHCR 及び他の人道支援機関と協力し、難民及び庇護申請者の福祉や安全上のニーズを支援している。政府は、難民の入国を許可して移民手続を円滑に行うことで、難民が安全かつ自発的に祖国へ帰還できるよう支援している。治安機構を確立する過程で、政府当局が難民と国民を差別して扱うようなことはなかった。

恒久的解決策: 1951 年条約及び 1969 年のアフリカ統一機構条約(Organization of African Unity

Convention) の停止条項が適用された結果、アンゴラ内戦（2002 年に終結）を逃れて脱出していたアンゴラ人は 2012 年に難民地位を失った。2014 年に UNHCR は元アンゴラ人難民の自発的本国帰還の最終的な支援を開始した。2015 年 1 月から 9 月にかけて、3,916 名のアンゴラ人が帰還し、それとは別に 21,290 名のアンゴラ人がキンシャサ、コンゴ中央 (Bas-Congo) 州、及びカタンガ州で帰還待ちの状態であった。UNHCR は 2015 年に別の 18,638 名のアンゴラ人難民による地域への統合のを、居住許可申請料の負担を含め、支援した。帰還と融合は（2016）年中ずっと続き、（2016 年）12 月時点で DRC に残留していたアンゴラ人難民はわずか 494 名であった。

UNHCR は、1998 年末以前にルワンダから逃れてきたルワンダ人難民について、停止条項を（2016 年）6 月 30 日に発動させることを勧告した。2014 年からの三者合意の実施に向け、国家難民委員会（CNR : National Commission on Refugees）と UNHCR は（2016 年）4 月、ルワンダ人難民の生体認証登録を開始した。FDLR はこの手続を、難民の大半が所在する北キヴ州で妨害した。（2016 年）2 月 4 月に UNHCR が支援する登録チームが FDLR の攻撃を受け、その間にチームが全てのデータを失ってしまったため、UNHCR と CNR は生体認証登録を一時停止した。UNHCR は自発的帰還を支援し続けた。（2016 年）12 月、政府は 2 箇所の IDP 居住地に関する予備調査を完了し、政府の報告によると、IDP と推定された多数の人々が実際にはルワンダ国籍であった。UNHCR は政府と共同でこの問題に対処していた。

一時的保護：政府は、難民資格を取得できない人々（人数は不明）へ、一時的な保護を提供した。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法規定により、国民は普遍的かつ平等な参政権に基づいて無記名投票によって実施される自由かつ公正な定期的選挙で政権を選ぶことができるが、この権利は制約されていた。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：政府は憲法規定により、（2016 年）11 月、即ち大統領の最後となる 2 期目の任期が満了する（2016 年）12 月 19 日の 30 日前までに大統領選挙を実施するよう義務付けられていたが、憲法に従って大統領選挙と国会議員選挙を実施することはできなかった。

独立全国選挙管理委員会（CENI : Independent National Electoral Commission）は、（2016 年）

3月に間接州知事選挙を実施した。選挙前期間中に汚職や脅迫があったとの申し立てが市民社会団体や資格を剥奪された候補者からあり、これらが不公正な選挙プロセスに寄与し、結果的に大統領を支持する多数派が全ての州の知事に就任し、ほぼ完全な支配体制を敷く結果になったと幅広く認識されていた。

CENIは前回2011年に大統領選挙及び議会選挙を実施し、ジョゼフ・カビラ (Joseph Kabila) を大統領選挙の当選者と宣言していた。一部の国際選挙監視団はこの選挙結果について、「深刻な欠陥」があり「信頼性に欠ける」と述べ、原因は主に票の集計プロセスでの不正行為と透明性の欠如にあるとした。複数のNGOの報告によると、投票前に治安部隊が数十名の市民を殺害、又は恣意的に拘留した。国連は、選挙期間全体を通じて少なくとも41人がSSFの手で殺害され、治安部隊が数百名に身体的な危害を加えたことを確認した。議会の500議席のうち約340議席の選挙結果を巡り、落選した候補者が最高裁判所で争った。報告によると、訴訟の多くはほとんど価値がなかった。2012年に最高裁判所は、482議席の選挙結果を有効と認定した。キリスト教民主党 (Christian Democratic Party) のデニス・エングンダ (Denis Engunda) 氏が2012年に赤道州から国民議会に立候補して当選し、2011年の議会選挙の結果を巡る最後の争いが決着した。

政党及び政治的な参加：カビラ大統領は名目上、独立した存在であったが、大統領の政治的同盟（以前の所属政党（再建民主人民党 (People's Party for Reconstruction and Democracy)、コンゴ民主軍連盟 (Alliance of Democratic Forces for Congo) 及び他の党を含む）が、政府、議会及び司法機関（憲法裁判所およびCENIを含む）の代表職の大多数を占めていた。国営メディアは、テレビ局やラジオ局を含め、依然として国民と政府にとって最大の情報源であった (2.a 項参照)。政府が反対派の人々に対し、例えば平和的集会の権利を否認したり (2.b 項参照)、国内外の移動を制限したり、メディア・コンテンツの配信に政治的影響力を及ぼすなどの行為を行っていたという報告が複数あった。

法律では野党の存在を認め、野党に「不可侵」の権利と義務を与えている。政党は概して制約又は外部からの干渉を受けることなく活動することが可能であったが、政府当局は、時には暴力的な代理集団又はSSFを通じ、反対派の人々を恣意的な逮捕したり、嫌がらせ、攻撃を行ったり、公共集会の開催を妨害したりした。

(2016年)5月4日、即ち野党指導者のモイズ・カトゥンビが大統領選挙への立候補を発表したその日、司法大臣は元カタンガ州知事であった彼の傭兵徴用疑惑の捜査を開始し、後に同容疑で起訴した。ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、SSFは(2016年)4月22日から5月7日にかけて、この裁判との関連でカトゥンビの関係者を少なくとも27名逮捕したが、カトゥンビの裁判は(2016)年末時点でまだ係属中であった。

(2016 年) 9 月 19 日から 20 日にかけて、憲法に従った大統領選挙の実施を政府が怠ったことを巡り、キンシャサで複数の抗議活動が勃発した。当初は政府が認可した平和的抗議活動として実施される予定であったが、デモが悪化して暴動や略奪に発展した。UNJHRO によると、抗議者と SSF の衝突で少なくとも 53 名（女性 7 名、児童 2 名、警察官 4 名を含む）が殺害された。これらの死亡者のうち 48 名は SSF の仕業であった。在キンシャサ UNJHRO の報告によると、死亡者又は負傷者の多くは頭部や胴体に銃創が認められ、SSF 内で「銃殺」命令が出されていたことが察せられたという。政府は UNJHRO が死体安置所、病院及び拘留施設に出入りすることを否認することにより、被害者に関する付加的報告について UNJHRO が捜査することを妨げた。暴力行為には多数の与党及び野党の事務所に対する攻撃も含まれた。例えば、与党の再建民主人民党（PPRD）の出張所が、キンシャサ市内の 2 箇所の PPRD 青年部事務所と併せて攻撃され、被害を受けた。大統領多数派連合に属する党の事務所 3 箇所も略奪に遭い、数箇所の銀行や政府庁舎も略奪や放火に遭った。

(2016 年) 9 月 19 日から 20 日にかけての夜間、SSF はキンシャサ市内の新連合団結軍 (New Forces for Union and Solidarity) と民主社会進歩連合 (UDPS : Union for Democracy and Social Progress) の党本部を RPG と手榴弾で攻撃した。SSF は UDPS 本部に対する攻撃で 11 名もの民間人を殺害し、被害者にはおそらく拷問を受け、マチェーテで切りつけられた後に焼き殺された 7 名が含まれた。目撃者の話では、SSF は消火活動を妨害し、また UDPS 本部の攻撃中に火傷を負った民間人の治療も妨害した。

多数の地区で、「chefferies」として知られる伝統的首長が地元行政長官の役割を果たす。彼らは選挙で選ばれるのではなく、地元部族の慣習（概して世襲）に基づいて選ばれ、政府から承認され、給与を支給される。

女性及びマイノリティーの参加：国民議会では約 10 パーセント（500 議席中 50 議席）、州議会では約 6 パーセント（690 議席中 43 議席）の議席を女性が占めていた。また、108 名の上院議員のうち 4 名が女性であった。閣僚および副大臣 37 名のうち 6 名が女性で、その割合は（16 パーセント）は 2012 年の現政府発足当時（9 パーセント）から増加した。一部の観測筋は、文化的・伝統的な要因が、女性が男性と同程度に政治的生活に参加することの妨げになっていると考えた。

一部の集団が、先住民族を含め、上院、国民議会、又は州議会に自分達の代表者がいないと訴えた。先住民族に対する差別は赤道州、東部州及びカタンガ州など一部の区域で続き、先住民族が政治活動に参加できない状況に寄与していた（第 5 節参照）。

国政選挙関連法では国民の一部の集団、特に軍隊や国家警察の構成員が選挙で投票するこ

とを禁じている。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では、当局者の汚職を刑事罰の対象としている、政府は法律を効果的に施行せず、当局者は頻繁に汚職に関与し、処罰を免れていた。

汚職：鉱業部門は依然、百万ドル単位で損失を出しており、原因はあらゆるレベルでの当局者による汚職のほか、国営企業内での汚職にもあった。付加的な収入損失の原因は、東部での SSF や RMG による鉱物の恐喝や搾取であった。職人鉱業は依然としてほとんどが非公式な違法行為で、武装集団や FARDC の分子と強く結び付いていた。国際平和情報サービス（International Peace Information Service）という NGO による調査での推定によると、東部の職人鉱業現場の 41 パーセントは SSF 又は RMG による違法な統制又は徴税を受けずに済んでおり、33 パーセントが FARDC の分子による統制下に置かれ、残りは様々な武装集団の統制下に置かれていた。2014 年に政府は、グレート・レイクス（Great Lakes）地域全体に渡り職人が生産するスズ石（スズ鉱石）、鉄マンガン重石（タングステン鉱石）及びコルタン（タンタル鉱石）の供給網プロセスを標準化する仕組みを立ち上げた。政府は職人的金鉱採掘の供給網を管理するための仕組みを開発中であった。UNGOE が 2014 年に公表した報告書によると、FARDC の分子、地元密猟者及び武装集団が依然、象牙を含む野生生物生産物の違法な搾取及び取引に関与していた（1.g 項参照）。

（2016 年）1 月、政府は特異的な脱税対策や、公務員の汚職に対する罰則の執行を含む、経済加速に向けたイニシアティブを立ち上げた。（2016 年）7 月、首相は公務員の汚職を監視する汚職・職業倫理監視団（OSCEP : Observatoire de surveillance de la corruption et de l'éthique professionnelle）という組織を創設した。OSCEP の付託事項には汚職関連活動に関するデータベースの生成のほか、政府機関間での汚職防止活動の調整（税関局（Customs Authority）、鉱山省（Ministry of Mines）、財務監察総局（General Inspectorate of Finance）、CENAREF（マネーロンダリング監視部門）、及び国家元首直属優良統治担当特別顧問局（Bureau of the Special Advisor of the Head of State in Charge of Good Governance）から成る不正防止組織を含む）が含まれる。

政府は、汚職を撲滅しようと、供与資金などの資金を私的に流用した職員を停職処分にすることもあった。さらに政府は、主要都市の多くの公務員や治安部隊への給与の支払いを口座振り込みで行うという計画を継続し、収賄の重要な手段の排除を進めていた。政府は、以前はカスケード方式による給与支払システムを採用していたため、給与はすべて高官に支払われ、支払いを受けた高官が下位の職員に支払い、次にその職員が各自のスタッフに

支払うという流れになっていた。

法律ではマネーロンダリングとテロ資金の調達を刑事罰の対象としている。限定的な財源と脆弱な司法制度は、財務諜報課（Financial Intelligence Unit）がマネーロンダリングを取り締まる上で足かせになっていた。地方機関及び職員は、法律とそれに付随する規制を完全に執行する訓練を受けておらず、実行力に欠けていた。大統領は元司法大臣のルゾロ・バンビ（Luzolo Bambi）を、汚職とマネーロンダリングと闘うための大統領付き特使に任命した。バンビは政府の代理としてマネーロンダリング事件を起訴する責任を負っていた。彼の就任後、報道によると、複数の著名な大物政治家が汚職捜査の対象になると予想された。複数の市民社会団体が、これらの標的の選出の背後に政治的計略があるのではという懸念を表明した。（2016 年）7 月、大統領は、バンビの事務所に広範な逮捕権限を付与する旨の大統領令を発布した。特使の付託事項の政治問題化について、懸念が残っていた。

政府当局と富裕層は時々、刑事罰を科す名誉毀損防止法や他の威嚇手段を使い、政府の汚職を巡るメディアの取材を阻止することもあった（2.a 項参照）。

資産公開：法律では大統領と閣僚に対し、保有資産を政府内の委員会に開示するよう要求している。報告によると、大統領と閣僚及び副大臣は全員、就任時に資産公開を行ったとされているが、委員会はこの情報を公開していない。

情報の一般公開：法律では政府保有情報の一般公開を規定していない。政府は、国民、国民以外の者（外国メディアを含む）のいずれに対しても情報を公開していなかった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

SSF の分子が相変わらず、国内の人権擁護者や NGO 職員に対して嫌がらせ、殴打、脅迫及び恣意的な逮捕・拘留を続けていた。こうした行為は、特に NGO が SSF による虐待の被害者に関する報告又は支援を行ったとき、あるいは東部における天然資源の違法な搾取について報告したときに行われた。（2016）年中、政府はヒューマン・ライツ・ウォッチの調査要員の労働許可の更新を拒否し、またコンゴ研究グループ（Congo Research Group）のディレクター、ジェイソン・スターンズ（Jason Stearns）の査証を取り消したが、公式な理由は「望ましくない」ことであった。司法省と ANR の代表者が複数の国内 NGO と会合を開き、時には NGO からの質問に回答することもあった。

国連又は他の国際機関：政府は時々、国連及び他の国際機関による調査に協力したが、一

貫して協力したわけではなかった。例えば、(2016 年) 7 月、政府は、キンシャサ市内のンジリ川で遺体で発見された 6 名の殺害及び拷問疑惑を調査するための国連代表者の立ち入り許可を拒否した。政府はさらに、(2016 年) 9 月 19 日から 20 日にかけてキンシャサで抗議活動が発生した際に殺害された人々の数を確かめるために国連代表者が死体安置所に立ち入ることも禁じた。

政府の人権団体：世間の注目を集めた問題に対処するため、ある省庁間人権委員会が会合を開いたが、その実効性は限定的であった。2013 年に大統領は人権委員会を創設するための法律を發布し、2015 年 7 月には国家人権委員会（CNDH : National Commission for Human Rights）の委員が宣誓就任していた。(2016) 年中、CNDH は作業をある程度進めた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：性的暴行に関する法律では強姦を刑事罰の対象としているが、被害者からの報告が過少であったため、必ずしも執行されていなかった。強姦は日常茶飯事であった。法律上の強姦の定義には男性の被害者、性奴隷、セクシャル・ハラスメント、強制妊娠及び他の性犯罪が含まれるが、配偶者強姦は含まれていない。法律では超法規的和解（例：実行犯が被害者の家族に支払う慣習的罰金）及び強制結婚も禁じており、性的暴行の被害者は法廷への出頭を放棄することができ、また秘密性を守るための非公開聴聞も認めている。強姦について規定されている最低限の罰則は懲役 5 年で、裁判所は通常、強姦で有罪判決を受けた者に 5 年以上の懲役を科していた。

(2016) 年末時点で、政府は国のジェンダー政策と SGBV に対処するための国家戦略について、双方の文書の中期レビューに基づく勧告を含める形での見直しと改正を進めていた。平等に関する法律は、意思決定レベルとプロセスにおける女性の平等な代表及び参加を規定する憲法の条文を実用化しよう考案されており、2015 年 8 月に採択され、發布されていた。(2016 年) 6 月、改正家族法が採択され、大統領がこれに署名したが、同法の施行は、本文の發布を含め、(2016) 年末時点でまだ始まっていなかった。

SSF、RMG 及び民間人が広範囲に渡り性的暴力を行っていた (1.g 項参照)。(2016) 年中、国連は 267 名の成人被害者と 171 名の児童被害者を文書に記録し、うち男子 2 名は紛争時の性的暴行の被害者であった。性的暴行の犯罪は時々、対立する政党又は集団との忠誠関係を疑われた民間人を処罰するための戦争戦術として行われた例もあった。これらの犯罪は総じて北キヴ州の紛争地域だけでなく、国内全域で発生していた。2013~14 年の人口統

計・健康調査（DHS）では、全国で女性が4名に1名を超える割合（27パーセント）で、人生のどこかの時点で性的暴行を受けた経験があることが判明し、2007年の22パーセントから増えていた。強姦及び他の種類の性的暴行での訴追が複数発生していた。（2016年）5月21日、州議会議員1名を含む90名が、南キヴ州カヴム（Kavumu）での拉致、強姦及び女性器切除の容疑で逮捕され、軍法会議に起訴された。（2016）年末時点でこれらの事件は係属中であった。

（2016年）3月31日、FARDC首脳と一部の政府閣僚が、戦時中強姦と闘う旨の誓約書に署名した。この誓約書では全てのFARDC指令官に対し、SGBV容疑者の懲罰及び確実な訴追を含む多数の措置を講じるよう要求し、これは実行犯が軍検察官に相談することを促し、SGBVに対する意識を高めるものである。

大半の強姦被害者は、資金的な問題、司法制度の信頼性の欠如、屈辱にさらされることへの恐怖及び報復の可能性、又は家族からの圧力により、正式に法的手段に訴えることはなかった。

一般的に、強姦被害者とその家族の名誉を守るために、たとえ医療従事者の協力を得られる場合であっても、被害者は家族から沈黙を守るよう強いられた。SGBVの被害者は、厳しい社会的汚名を着せられた。社会では、性的暴行の被害を受けた女性や少女の多くが結婚に不適格な女性という烙印を押される傾向が強く、被害を受けた妻が夫から見捨てられることも頻繁にあった。中には、強姦被害者が家族から、強姦した男性と結婚するよう強いられることや、加害者から金銭や品物を受け取る代わりに訴訟を断念するよう強いられることもあった。

ドメスティック・バイオレンスは蔓延していたにも関わらず、法律ではドメスティック・バイオレンス特有の罰則を規定していない。2013～14年のDHSによると、14歳以上の少女及び女性の57パーセントが身体的暴力被害の経験者であった。法律では暴行を犯罪と見なしているが、警察は家庭内での争いと判断した場合、ほとんど介入しなかった。家庭内での虐待又は配偶者虐待の事件において司法当局が措置を講じたという報告はなかった。

女性器切除／女子割礼（FGM/C）：法律ではFGM/Cを性的暴行の一形態と規定しており、違反者には2年以上5年以下の懲役及び200,000コンゴフラン（170ドル）以下の罰金が科せられる。FGM/Cが原因で被害者が死亡した場合は終身刑となる。（2016）年中、FGM/Cの報告はなかった。

他の有害な伝統的習慣：UNICEFとMONUSCOは児童虐待の原因について、カヴムでの幼

児に対する性的暴行の増加を含め、有害な伝統的習慣にあると捉えた。申し立てによると、実行犯が児童や幼児を標的にした理由は、児童に危害を加える、あるいは処女と寝ることによって、自分が豊かになれる、及び／又は紛争中に自分が死なずに済むという考えにあった。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは国内の至るところで発生していた。世界保健機関が 2010 年に実施した調査によると、調査対象の全労働者のうち 64 パーセントが職場でセクシャル・ハラスメントを経験していた。2006 年に可決した法律ではセクシャル・ハラスメントを禁じ、罰則は 1 年以上の懲役であるが、法律はほとんど、又は効果的に執行されていなかった。例えば、セクシャル・ハラスメントはキンシャサ大学で多発し、学生の報告によると教授がより高い成績評価と引き換えに性的な好意を要求していた。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、差別、強制又は暴力を免れる権利を有するが、それを実行するための情報と手段を欠くことが多かった。法律では家族計画サービスを既婚女性に提供する前に夫の許可を要求してはいないが、サービス提供者は概して夫の事前許可を要求した。未成年者の場合、性交渉は法律上の強姦に当たる。そのような場合、医療従事者は法的影響を恐れて家族計画材料の提供を躊躇した。女性側の避妊法の利用は依然として極端に低かった。国連人口部の推定によると、15 歳～49 歳の少女及び女性の 8.3 パーセントが 2015 年に現代的な避妊法を使用した。同調査によると、妊産婦死亡率は生児出生 100,000 件につき 846 件で、女性が妊婦として死亡する生涯リスクは 24 名につき 1 名であった。多数の要因が依然、高い妊産婦死亡率に寄与し、出産率の高さも含まれた。例えば、思春期（15 歳～19 歳）出産率は生児出生 1,000 件につき 138 件であった。他の妊産婦死亡の原因として医療従事者及び専門家への限られたアクセス、医療施設向け補給品及び機器の不足の頻発、専門的な知識及び訓練の不足、そして輸送問題が挙げられた。時々、妊婦は費用を理由に、また関連する健康問題の重大性に関する知識不足を背景に、医療サービスを求める時期が遅くなってしまうこともあった。

差別：憲法では性別に基づく差別を禁じているが、女性に男性と同等の権利を与えているわけではない。2015 年 8 月に制定された女性平等法では女性に与えられる多数の保護を規定している。同法では女性が男性の近親者の承認を得なくても経済分野に参加することを認め、妊婦医療について規定し、持参金に関連する不平等を禁じ、性別に基づく差別又は虐待に関与した者に対する罰金及び他の制裁措置を定めている。

UNICEF によると、法律では、夫の死亡時に遺言書が無かった場合、相続の優先権は未亡人

ではなく夫の子ども（非嫡出子であっても）が有すると規定しているため、夫と死別した女性の多くは財産を没収されていた。裁判所は、女性が姦通罪で有罪と認められた場合に 1 年以下の懲役を科すことができる一方、男性による姦通は、「害を与える性質」とあると判断された場合に限り処罰される。2009 年に UNICEF が国連人権委員会に提出した報告書の中で、7 名の国連特別報道官及び代表者が、家族法では配偶者間の平等が認められているにも関わらず、妻は夫に従わなければならないとされており、「事実上、既婚女性は夫の後見の下で下位に置かれている」という懸念を表明した。

女性は経済差別を受けていた。様々な法律において、政党に対し、あらゆるレベルで候補者を立てる際に性別を考慮するよう要求しているが、政党が女性を代表に立てることが義務付けられているわけではないため、憲法の要件の範囲内でこれを執行するのは難しい状況にある。

子ども

出生登録：法律では国内で出生したか、又は両親のいずれかが 1960 年に国内に所在していたことが文書に記録されている民族の出身者であれば、市民権を取得できると規定している。憲法ではコンゴ人の国民が別の国の国籍を取得することを認めていない。UNICEF によると、5 歳未満の児童の出生証明書保有率はわずか 14 パーセントで、また何らかの形態の医療施設で出生した子どもの 25% パーセントを政府が登録していた。登録されていなくても、政府のサービスを利用する際の影響はほとんどなかった。親が 90 日以内に出生登録を怠った場合、輸送の困難又は貧困が理由であっても関係なく、罰金の対象とされていた。

教育：憲法では無償の初等義務教育を規定しているが、実際には義務又は無償ではなく、複数州にまたがって政府による教育の提供には一貫性がなかった。公立学校は概して親が教員の給与を拠出することを期待し、典型的に親が学校の経費の 77 パーセント以上を負担し、家計に占める教育費の割合は平均 11 パーセントであった。こうした費用は、子どもが学校に通っている間の児童労働からの潜在的所得損失と相まって、多数の親が子どもを入学させることができない又は入学させたがらない要因であった。2013 年に政府が行った調査では、5 歳～17 歳の年齢層では女子が非就学児童の過半数を占め、就学率は女子の 68.3 パーセントに対し、男子は 74.5 パーセントであった。

初等及び中等教育の女兒の就学率は、早期結婚や妊娠を含む経済的、文化的又は治安上の理由から、男児よりも低かった。加えて、児童は学校に居れば特に安全というわけでもなかった。子どもの 4 人に 1 人は教師から体罰を受けており、学校に通う女子の 5 人に 1 人が高い成績と引き換えに性的関係を強要されていた。教育大臣が署名及び発布した最近の

行動規範は部分的に、後者の慣行への対処が目的である。

東部の学校の多くは、慢性的な治安の悪さから荒廃し、閉校となっていた。政府が IDP の住居として使用している学校もあった。一部の地域では、RMG による児童兵士の強制徴用を恐れて、親が子どもを学校に通わせていなかった。

児童虐待：法律ではあらゆる形態の児童虐待を禁じているが、実際には日常的に発生していた。

憲法では、魔術を理由に告発された子どもを親が放棄することを禁じているが、それでもなお、親又は他の保育者が時々、そうした児童を放棄又は虐待した例があり、多くの場合、「魔術」を使ったことを理由に挙げていた。法律では親及び他の大人が魔術を理由に子どもを責めた罪で有罪判決を受けた場合、懲役に処すると規定している。

多数の教会が、魔術を理由に告発された児童に対して悪魔払いを行っていた。こうした悪魔払いは、隔離、殴打、鞭打ち、絶食、及び下剤の強制服用が関係した。UNICEF によると、一部のコミュニティは身体障害又は言語障害を抱える児童を魔女扱いしていた。この慣行は時々、親が子どもを放棄する事態を招いていた。

早期結婚及び強制結婚：法律では 18 歳未満の少年少女の結婚を禁じているが、法定年齢に満たない児童の結婚が多発していた。2013～14 年の DHS によると、20 歳～24 歳の女性の 37.3 パーセントが 18 歳になる前に、10 パーセントが 15 歳になる前にパートナーと同棲しており、この状況のほとんどを政府は内縁関係として扱っていた。結婚を承認するために新郎又は新郎の家族が新婦の親族に結婚持参金を支払うという習慣が未成年結婚に大きく寄与し、親は結婚持参金をもらうため、あるいは息子の結婚持参金を調達するため、娘を強制結婚させていた。憲法では強制結婚を刑事罰の対象としている。裁判所は親が子どもを強制結婚させたことで有罪判決を受けた場合、12 年以下の重労働及び罰金 92,500 コンゴフラン（78 ドル）を科すことができる。子どもが 15 歳未満の場合は処罰が 2 倍になる。北部の北ウバンギ（Ubangi）州と南ウバンギ州の治安判事は、児童婚姻事件をジェンダー暴力として審理し始めたが、罰則の執行が難しい状況であった。複数の地元 NGO が、地元住民や難民キャンプを対象に実施され、多くの場合 UNHCR から支援を受けた、情報提供キャンペーンに向けた治安判事の努力を称賛した。

女性器切除／女子割礼：上記の「女性」を参照のこと。

児童の性的搾取：合意の上での性行為が認められる最低年齢は男女共に 18 歳で、法律では

18 歳未満の売春を禁じている。刑法では児童ポルノを禁じており、有罪判決を受けた者は 10 年以上 20 年以下の懲役に処せられる。(2016) 年中、UNICEF は性的搾取の被害者 4,627 名（児童 1,671 名を含む）を支援し、うち 228 名は武装集団から性的暴行を受けたと報告した。世界銀行の 2010 年の報告によると、路上生活児童の 26 パーセントが女子で、うち 70 パーセントが強姦被害者、90 パーセントが強制売春の被害者であった。「人権のための医師団 (Physicians for Human Rights)」という NGO の報告によると、児童の性的虐待がより多く認められたのは農村地域であった。紛争関連の性的暴行に関する 2014 年の国連安全保障理事会の報告では、紛争関連での女子に対する性的暴行 332 件と、男子に対する性的暴行 2 件を確認した。同報告では、ほとんどの事件が未報告であったことから、実際の件数はもっと多いと強調した。児童兵士、特に女子が性的搾取の被害を受けたという報告も複数あった (1.g 項参照)。

カヴム州と南キヴ州では児童及び幼児に対する性的暴行が増えていた。最近 2 年間で、乳児、幼児及び低年齢児童に対する性的暴行事件が少なくとも 34 件報告された。

児童兵士：武装グループが少年や少女を徴用していた (1.g 項参照)。

故郷を追われた児童：利用可能な最新データである 2007 年の迅速評価・分析・行動計画報告書 (Rapid Assessment, Analysis, and Action Planning Report) によると、推定 820 万名の孤児及び他の脆弱な立場の児童が DRC に居た。91 パーセントは如何なる類の外部支援も受けず、医療支援を受けたのはわずか 3 パーセントであった。推定で 30,000 名～40,000 名の児童が路上生活し、キンシャサに最も集中していた。こうした児童の多くは、魔力を持ち、家族に不幸をもたらすという理由で、家から強制的に追い出されていた。

政府は、こうした多数のホームレス児童に対処する態勢が整っていなかった。SSF はストリート・チルドレンを虐待し、恣意的に逮捕していた。

国際的な子の奪取：コンゴは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「国際的な子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Child Abduction)」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

DRC はユダヤ人人口が極めて少なく、反ユダヤ的行為に関する報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法では、身体障害、知的障害及び精神障害を持つ者に対する差別を禁じており、全ての国民が障害の有無にかかわらず公共サービスを楽しむことができ、障害者に対しては政府が特定の保護を提供することを規定している。また憲法では、全ての人々が精神、身体又は知覚の状態にかかわらず、国民教育を受けるべきであると規定している。法律では民間、公営及び半官半民の企業は、適任の候補者を知的障害、知覚障害及び身体障害に基づいて差別してはならないと規定している。しかし、政府はこれらの規定を効果的に施行しておらず、多くの場合、障害者が雇用、教育及び政府サービスを利用するのは困難であった。2012 年にコンゴ障害者協会全国連盟 (FENAPHACO : National Federation of Associations of People Living with a Disability in Congo) が実施した調査によると、推定で障害者の 93 パーセントが失業中であった。

法律では、障害者が政府庁舎又は政府サービスを利用できるようにすることを義務付けていない。障害者は公立学校で初等及び中等教育を受けることができ、高等教育に進むこともできるが、障害者特有のニーズに対応できる教育施設の設置を要求する特別な規定はない。結果的に、FENAPHACO によると、障害を抱える成人の 90 パーセントが基本的な識字能力に達していない状況にある。視覚障害者を含む障害者向けの学校の中には、民間資金と限られた公的資金を受けて教育や職業訓練を提供しているところもあった。障害者は投票権を有するが、身体的に投票所に行くことが困難な一部の障害者は、権利の行使を妨げられていた。教育省は特殊教育範囲拡大に向けた努力を増強したが、同省の推定によると障害を抱える児童のうち教育を受けているのは 6,000 名未満であった。

社会問題省は、他の関連省庁（労働省、教育省、司法省、保健省）と連携し、同省主導の下で障害者に公平な待遇を提供しようと努めている。

複数の障害者団体の報告によると、社会的汚名が、障害を抱える児童が家から追い出され、魔力を持っているとして責められる状況を含め、広範囲に及んでいた。障害を持つ児童が居る家族は時々、学校に通わせるよう当局者から要求されることを避けるため、子どもを隠すこともあった。

国籍／人種／少数民族

バトワ族の人々は頻繁に激しい社会的差別を受け、政府当局者からの保護もほとんどなかった（1.g 項参照）。

外国人の少数派集団に対する社会的差別や暴力の報告が複数あった。例えば、（2016 年）1 月に発生した抗議活動の際、中国人が所有する複数の事業所を抗議集団が攻撃した。

先住民族

DRC の先住民族（トゥワ（Twa）、バカ（Baka）、ムブティ（Mbuti）、アカ（Aka）、バトワ及びその他、原住民と考えられている人々）の推定人口は、250,000 名から 200 万名まで、大幅に開きがある。これらの先住民族に対する社会的差別が蔓延していたが、政府は彼らの公民権及び政治的権利を効果的に保護していなかった。先住民族動向調査機構（Dynamic of Indigenous Peoples）という NGO によると、議会又は政府に先住民族は皆無であった。東部での RMG と SSF との間での戦闘、農業者の拡大、そして商取引や掘削活動の増加が原因で、一部の先住民族が強制退去させられた。（2016）年中ずっと、先住民族とバルバカト族コミュニティとの間で紛争が発生した結果、北部のカタンガ州に IDP が大挙して押し寄せた（1.g 項参照）。

法律では、先住民は自らの土地の利用で得た利益の 10 パーセントを受け取ることができる」と規定しているが、この規定は施行されていなかった。一部の地域では、周辺に暮らす部族が先住民を誘拐して強制的に奴隷にし、時には民族紛争に発展する場合もあった（1.g 項参照）。また、複数の先住民族の報告によると、外部集団の人々による強姦の発生率が高く、これが HIV/AIDS 感染及び他の合併症の原因となっていた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

合意の上での同性同士の成人による性行為は法律で特に禁じられているわけではないが、同性同士の接吻などの性行為を公衆の面前で行った者は、場合によっては異性同士のカップルには滅多に適用されない公然猥褻罪規定の下で訴追された例もあった。法律では同性愛者が養子を取ることを禁じている。同性愛や、自身を LGBTI として特定することは依然として社会的タブーとされ、SSF や司法機関による嫌がらせが発生していた。例えば、ある人の話によると、強姦されたことを警察に通報しようとしたところ、警察は彼に嫌がらせをし、女性のような服装を理由に侮辱し、強姦犯ではなく彼を逮捕した。彼は小児性愛で

起訴され、3日間拘留された後、ある地元 NGO が弁護士を手配して、弁護士の嘆願によって彼は無事に釈放された。

LGBTI 者は嫌がらせ、汚名、そして「矯正的」強姦を含む暴力を受け、こうした状況は一部の宗教指導者、ラジオ放送、及び政治団体からの糾弾によってさらに煽られた。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

法律では HIV 感染状態に基づく差別を禁じているが、社会的汚名が続いていた。2012 年に国連の後援により HIV 感染者 1,475 名を対象に実施された調査では、参加者の 18 パーセントが失業したと報告し、6 パーセントが医療従事者から医療を断られたと報告し、50 パーセントが学校当局者から子どもの通学を断られたと報告した。かなりの数の参加者が、HIV/AIDS 感染状態を理由に家庭活動、社会活動及び宗教活動から排除されたと報告した。農村部では調査回答者の 49 パーセントが、HIV 検査を含む医学的処置を受けることと、自分の HIV 感染状態の開示を強制されたと報告した。また回答者の報告によると、彼らは公共サービスの利用に苦勞し、また性と生殖に関して情報に基づいて判断する権利を阻害され、例えば不妊治療を強制されたり、HIV 陽性であることを理由に子どもを持たないよう要求されたりした。回答者のうち合計 71 パーセントが口頭での嫌がらせを、38 パーセントが身体的な嫌がらせを受けた経験があった。

2013～14 年の DHS では、HIV 陽性者（家族、事業者又は教員）に対する回答者の寛容度と、家族の HIV 陽性状態を隠す必要性の目安となる代理的指標を把握した。回答者のうち合計 72 パーセントが、HIV 陽性である親の面倒を見る用意があると回答したが、HIV 陽性の販売者から商品を購入する意思を表明したのはわずか 47 パーセントであった。回答者のうち合計 49 パーセントが、HIV 陽性の教員に自分の子どもを教育してもらってもよいと回答し、26 パーセントは家族の HIV 感染状態を隠す必要はないであろうと回答した。この調査での推定によると、HIV 陽性者に対する全世界的慣用度は女性が 4 パーセント、男性が 12 パーセントであった。

2013～14 年の DHS によると、成人の HIV 感染率は 1.2 パーセントで、また UNAIDS によると、2015 年に DRC では年齢を問わず推定 560,798 名が HIV に感染していた。

他の社会的暴力又は差別

白皮症の人々に対する差別が広がっており、結婚、雇用、医療及び教育の機会が制限されていた。白皮症の人々が家族や地域社会から追放されるという事例が頻繁に見られた。

ほとんどの場合、マイマイ RMG は元々、SSF が存在しない状況で家族を守るため、あるいは SSF 要員による虐待に対抗するため、地元の自主的な自衛民兵組織として結成された。犯罪や攻撃の認知に対応する形で暴徒が自然に発生したという報告もあった。長年に及ぶ民族間の緊張も、コミュニティ暴力を煽った。例えば、(2016 年) 8 月、東部のブテンボで暴徒が女性 2 名を殺害するため公営バスから降ろし、火を放った。報告によると、暴徒がこの 2 名の女性を標的にした理由は、彼女らが ADF の反逆と関わりのあるフツ族であると判断したことであった。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

憲法及び法律では、政府当局者及び SSF 隊員を除き、公式部門と非公式部門双方の労働者を含む全ての労働者に労働組合を結成し加入する権利と、団体交渉を行う権利を与えている。法律ではほとんどの労働者に合法的ストライキを実施する権利も与えているが、法律により警察、軍隊、家事労働者はストライキを行うことはできない。法律では公営企業及び民間企業の取締役のストライキも禁じている。法律では労働組合組織の解散、活動停止又は登録抹消する権利を行政当局に与えている。法律では干渉を受けずに活動を実施する権利を組合に与えているが、干渉行為を具体的に定義しているわけではない。民間部門では、1 つの企業で労働組合を結成するためには 10 名以上の従業員が必要であり、1 つの企業に複数の労働組合を結成できる。外国人は、DRC に 20 年以上居住している場合を除き、組合の役員に就任できない。団体交渉を行うには 10 名以上の労働組合委員会委員及び 1 名の雇用主代表者が必要である。労働組合委員会委員は他の従業員に報告する。公共部門では、政府が労働組合と事前協議を行った後、政令によって給与を決定する。分権化された事業体（街、属領および区域）など一部の下位に区分された公務員は、給与を決定するための協議に参加する権利を有しない。

労働組合委員会は、会社の経営者側にストライキの計画を通知するよう要求されるが、ストライキの許可を受ける必要はない。法律では、労働組合及び雇用主は労働組合がストライキを開始する前に、長期間に及ぶ義務的仲裁及び要請手続を遵守しなければならないと規定している。概して、委員会は雇用主にストライキの通知を送達する。雇用主が 48 時間以内に回答しなかった場合、労働組合は直ちにストライキを行うことができる。雇用主が回答した場合は、労働監察官との交渉（最長 3 か月）が開始され、最終的には治安裁判所（Peace Court）に持ち込まれる。場合によっては、交渉中に従業員が最低限の労働サービスを提供することもあるが、これは必要条件ではない。労働組合が雇用主にストライキの予

定を通知しない限り、ストライキに参加する労働者はストライキ中に職場を占有することを法律で認められておらず、ストライキに関する規則に違反した場合、強制的な刑務所労働を伴う 6 か月以下の懲役に処せられ得る。

法律では労働組合に所属する従業員に対する差別を禁じ、また雇用主に対し、組合活動を理由に解雇され労働者を復職させるよう要求しているが、違反に対する罰則は、違反の抑止力になるほど十分ではなかった。法律では 3 か月以上連続して勤務した者を「労働者」と見なし、労働者は労働関連法によって保護される。農業活動及び職人的鉱業、家事労働者、移民労働者、及び輸出加工区の労働者は、組合に属していない限り、労働者の権利をよく知らず、適用可能な労働関連法に雇用主が違反しても是正を求めないことが多かった。政府は法律を効果的に施行する能力、あるいは監視能力を欠いていた。

政府は全国レベルで 12 の民間部門及び公共企業の労働組合を認めている。公共行政部門は古くから組織化されており、部門代表者が苦情を訴える場合、あるいはストライキを決行しようとする場合、政府が代表者と交渉に当たる。公共行政部門は 15 の別々の全国的組合に分かれ、それぞれが代表者を立て、うち 5 つは労働者の大多数の代表である。これら 5 つの組合のうち、3 つがそれぞれの活動を調整する一方、残る 2 つは独立的に活動している。最大規模の民間部門の組合は、コンゴ労働組合総連合（Union Confederation of Congo）及びコンゴ全国労働者連合（National Union of Congolese Workers）を含め、農村部、特に国内東部の主要鉱山付近の区域にまで拡大していた。この拡大はより多くの部門、企業及び労働者を代表する結果となった。加えて、反組合差別が、特に外資系企業で広まっていた。CDT は依然、経営陣が自分達の好む候補者に有利となるよう、組合選挙に干渉していると申し立てた。（2016）年中、組合による団体交渉活動の弱体化を目論む多くの事例において、企業は組合との交渉を拒否し、逆に労働者との個別交渉を選択した。

（2016 年）1 月、輸出入管理庁（Import-Export Authority）職員が CEO の管理不行届きを理由とする 2 週間のストライキを実施し、CEO の解雇を実現した。（2016 年）2 月、河川管理庁（River Authority）職員は 2 週間のストライキに従い、2 か月分（合計 8 か月分）の給与未払い分の支払を実現した。

トラック運転手など独立的労働者は、政府又は政党と無関係な非公式の組合を結成した。最大の民間部門雇用主であった鉱業部門では、全国レベルで正式に認められるには至らなかったものの、団体交渉を行うための組合を国が認めた。これらの組合の一部はより大規模な公式組合に属し、公式組合と非公式組合の双方を律則する労働規範を非公式組合も遵守していると強調した。

中小企業の労働者は、事実上、ストライキ権を行使することができなかった。労働規制の執行が緩いことから、企業や商店は労働者が組合結成、団体交渉、又はストライキを行うとした場合、即座に契約労働者と交代させることができることを示唆して労働者を脅し、労働者が自分達の権利を行使することを妨げ、労働者の法的保護を無視した。

交渉に同意した雇用主が労働組合に交渉代表権者の交代を迫ったという事例も複数報告された。団体協約において組合費に関する定めがあるにもかかわらず、雇用主が組合費を一切支払わない、もしくは一部しか支払わないというケースが多く見られた。

b 強制労働の禁止

憲法ではあらゆる形態の強制労働を禁じている。労働関連法の下、労働を強制した者は 6 か月以下の懲役、罰金又は両方に処せられ、強制児童労働は 1 年以上 3 年以下の懲役、罰金又は両方に処せられ得る。法律では 18 歳未満の児童を軍隊又は警察への入隊させた場合又は使用した場合の罰則も 10 年以上 20 年以下の懲役と規定している。政府が法律を効果的に執行しなかったため、違反者の罰則は抑止力として不十分であった。

適用可能な必須の税金を納付しなかった場合、法律では拘留又は（課税手段として）国家開発を目的とする作業の強要を認めている。しかし、政府はこの規定を発動しなかった。

強制労働が、強制児童労働を含め、全国各地で日常的に発生しているという報告が複数あった。違反の例として拘束労働、強制家事労働及び奴隷労働が挙げられた。職人的（非産業）鉱業部門では、個人が食料、補給品、採鉱用具及び機器を入手するために仲介業者や販売業者に借金していたが、大抵は低賃金にも関わらず高金利であった。鉱山労働者は借金を返済するための十分な鉱石を提供できないと、永続的債務者になってしまうリスクを負った。政府は職人的鉱業部門を公式化しようとし続けたが、この慣行を規制しようとはしなかった。東部では RMG が相変わらず男性、女性及び児童を拉致して強制的に徴用し、作業員、ポーター、家事労働者及び戦闘員として使用した（1.g 項参照）。東部の鉱業地域では、武装集団が鉱業コミュニティや周辺の村を暴力的に攻撃し、男性、女性及び児童を強制労働や性的搾取を目的に拘留した。北キヴ州および南キヴ州では、FARDC や RMG の一部のメンバーが金、コルタン、鉄マンガン重石及びスズ石の鉱山で税金を徴収したり、あるいは場合によっては鉱業活動を統制した。例えば、UNGOE の報告によると、FARDC のある大佐がイトゥリ州の金鉱を違法に統制し、金が見つかりと FARDC の分子が現場を確保しにやって来た。UNGOE によると、内部情報漏洩のおかげで大佐は軍事裁判を通じた訴追を免れていた。

警察官の中には、個人を恣意的に逮捕して金銭を強要する者もいた（1.d 項参照）。支払うことができない人は自由を「稼ぐ」まで働くことを警察に強制されたという報告も複数あった。

強制労働を禁ずる法律を政府は効果的に施行しておらず、強制労働を課した者や強制労働のために民間人を拉致した者に対する措置を全く講じていなかった。

政府は、児童労働に関する公式調査結果を全く報告しなかった。強制労働から被害者が解放されたという情報もほとんどなかった。（2016）年末までに、鉱山での児童労働の制限に向けた効果的な政府の努力は全く進んでいなかった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

児童保護規約及び労働規約では、就労可能な最低年齢は 16 歳と規定されており、さらに省令第 12 号により、危険な業務への就労が可能な最低年齢は 18 歳と規定されている。また法律により、児童は 1 日に 4 時間以上労働してはならず、さらに、全ての未成年者は重量物の運搬への従事を制限されている。最悪の形態の児童労働の禁止に違反した場合に科される刑罰は、1 年以上 3 年以下の懲役及び罰金 200,000 コンゴフラン（170 ドル）であったが、違反を抑止するには不十分であった。

刑事裁判所は引き続き、児童労働の申し立てについて審理を行っていたが、実際には、裁判所も他の政府機関もこれらの法律を効果的に執行していなかった。政府は関連省庁及び最悪の形態の児童労働の廃絶のための国内委員会（National Committee to Combat the Worst Form of Child Labor）に、特定の予算資源を配分しなかった。

労働省は、児童労働虐待について調査を行う責務を負っているが、児童労働に特化した検査業務は行っていなかった。（2016 年）8 月 26 日、国家労働委員会（National Labor Committee）は最悪の形態の児童労働を廃絶するための新たな行動計画を採択し、（2016）年中に開始する予定であったが、資金不足のため、まだ実施に至っていなかった。児童労働撲滅に責任を負う他の政府機関にはジェンダー・家族・子ども省（Ministry of Gender, Family, and Children）、司法省、社会問題省、及び最悪の形態の児童労働の廃絶のための国内委員会も含まれた。これらの機関は検査を行うための予算がなく、児童労働に関する調査を全く実

施していなかった。

職人的鉱業からの児童労働の排除に向けた、政府の効果的な体系的取り組みは全くなかった。グレート・レイクス地域に関する鉱山省国際会議による証明書検証プロセスでは、児童労働を使用する職人的鉱山からの輸出を禁じているが、同省はこのプロセスを執行する能力に限界があった。

労働監察官の人数を増強して 18 歳未満の子どもが鉱山で危険な労働に従事するのを防ぐという措置を、政府は講じていなかった。

児童労働は、児童強制労働を含め、全国的に問題であった（7.b 項参照）。児童労働は、職人的鉱業や自給自足農業を含め、非公式部門で最も蔓延していた。経済的存続のため、子どもを労働に仕向ける家庭が多かった。労働省によると、児童は鉱山や採石場で働き、また児童兵士、水の売り子、家事労働者、そしてバーやレストランでの芸人として働いた。商業目的での児童の搾取も発生していた（第 6 節参照）。

2010 年の UNICEF の調査によると、5 歳～14 歳の児童の約 42 パーセントが児童労働に関与していた。同調査によると、農村部では 46 パーセントの児童が児童労働に関与していたのに比べ、都市部では 34 パーセントであった。2015 年の調査に基づく UNICEF の推定によると、コンゴ人鉱山従業員の 3 分の 1 近く（150,000 名中 40,000 名）が児童であった。

様々な採鉱現場が、主に東部の北キヴ州とカタンガ州に所在し、多数の児童労働者を使用していた。カタンガ州に関するデータの推定によると、同州の鉱山における全労働者のうち、18 歳未満の児童が 40 パーセントを占めた。2014 年の UNICEF の推定によると、40,000 名の少年少女が南部で危険な採鉱活動、特にコバルト採取に使用されていた。これらの採鉱現場での児童の労働条件は劣悪であった。大人と同じ立場であった割に、児童は休憩なしで働き、基本的な保護措置も与えられなかった。

児童は最悪の形態の児童労働における搾取の被害者でもあり、その多くは農業、違法活動及び家事労働に従事していた。危険な条件下で、児童がダイヤモンド、金、コバルト、コルタン、鉄マンガン重石、銅及びスズ石を採掘していた。カタンガ州、東カサイ州、西カサイ州、東部州、北キヴ州及び南キヴ州の採鉱地域では、児童が重量物の選別、除去、分類、運搬を行い、地下の鉱物を掘削していた。国内の多くの地域で 5 歳～12 歳の児童が岩を砕いて砂利にする作業を行っていた。

親が子どもを危険で困難な農作業に従事させる事例が多く見られた。子どもを扶養できな

い家庭は親戚のもとに子どもを預け、こうした子どもたちが家庭内で奴隷のように扱われ、身体的及び性的な虐待を受けることもあった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

d 雇用又は職業に関する差別

法律では雇用及び職業における人種、性別、言語、又は社会的地位に基づく差別を禁じている。法律では宗教、年齢、政治的意見、出身国、障害、妊娠、性的指向、性同一性、又は HIV 陽性状態に基づく差別に対する保護を具体的に規定しているわけではない。加えて、キャリア公務員の雇用における差別を特に禁止している法律もない。政府は雇用関連法を効果的に執行しなかった。

雇用及び職業において、性別に基づく差別が発生していた（第 6 節参照）。労働規約では、男性と女性が同等の仕事に対して対等な賃金を支給されなければならないと規定しているが、政府はこの規定を効果的に執行しなかった。国際労働機関によると、民間部門では大抵、女性の給与は同じ仕事をしている男性よりも少なく、女性が権限のある地位又は責任の重い地位に就くことはまれであった。

e 受入れ可能な労働条件

政府は、民間企業の全ての労働者について地域別最低賃金を設定しており、キンシャサ市とルブンバシ（Lubumbashi）市に最も高い賃金水準が適用されている。政府は 2009 年に 1 日当たり最低賃金を 1,680 コンゴフラン（1.40 ドル）に設定したが、その後、通貨の切り下げが続き、生活費が上昇したにも関わらず、最低賃金の調整は行われていない。国家労働評議会（National Labor Council）は国内最高レベルの労働関連協議の場であり、労働組合、政府及び雇用主から成る三者組織である。労働規約によると、国家労働評議会の通常会合は年 2 回開催されることになっている。前回の会合は 2015 年 8 月 25 日～29 日に行われた。

（2016 年）10 月に予定されていた会合は開催されなかった。前回の国家労働評議会会合は、最低賃金引き上げを決定する予定であったが、結局何の措置も取られなかった。最低賃金は 2009 年から日額 3 ドルのままであった。

公共部門では、政府が政令に従って年次で賃金を設定し、労働組合については顧問として

の立場でのみ活動することを認めている。

法定労働時間は職種ごとに週 45～72 時間と定められており、休憩期間及び超過勤務手当についても法律で規定されている。しかし、法律では監視体制又は執行体制を定めておらず、多くの場合、公式部門と非公式部門双方で雇用主がこれらの規定を遵守していなかった。法律では強制残業を禁じていない。

1 月当たりの平均賃金は、労働者とその家族の生活賃金を提供する水準ではなかった。政府職員の月給は 65,000～95,000 万コンゴフラン（約 55～80 米ドル）（他に比べてかなり高額）の賞与を含まず）と依然として低水準にとどまっており、公務員及び公営企業（半官半民）のいずれにおいても給与の未払いが日常的に起きていた。多数の公共部門職員が、年次賞与を支給されていないと報告した。企業の管理職が架空の従業員を作り上げ、部下の給与の一部を詐取するという事件が発生していたため、政府はこうした行為を阻止しようと、2012 年から一部の公務員給与の支払いを銀行振込で行っている。予算省によると、公務員の 75 パーセントが給与を銀行振込で受け取っていた（ただし一部の観測筋はこの数字を全くの誇張と考えていた）。他の人々については政府が地方当局及び監督者へ多額の現金を用意し、配布してもらっていた。

労働規約では安全衛生基準を定めている。労働省は 200 名の労働監察官を採用したが、労働規制の一貫した遵守を執行するにはまだ足りなかった。政府は非公式部門で安全衛生基準を効果的に執行せず、公式部門では執行が不均等であった。大手国際鉱業企業は安全衛生基準を効果的に遵守し、鉱山省の検証プロセスには最低限の安全基準が含まれる。労働者の訳 90 パーセントが自給自足農業、非公式部門の商業又は鉱業、又は他の非公式職業に従事していたが、危険又は搾取的な労働条件に直面することが多かった。労働専門家は、合理的推定として、200 万～300 万名の国民が職人的鉱業を通じて生計を立てており、1 世帯当たり家族は平均 6 名であることから、低めに見ても人口の 15 パーセントが間接的に職人的鉱業に頼っていると推定されることに賛成であった。総体的推定は検証が難しく、紛争地域での鉱山労働者数も判断が難しかった。

2015 年に国際平和情報サービスという国際 NGO が、DRC の東部で確認された 2,000 箇所の鉱山現場に約 300,000 名の職人的鉱山労働者が存在していると推定した。推定によると、まだ確認されていない鉱山現場がさらに 1,000 箇所存在すると考えられた。